

参考資料 2

国の教育改革の推進状況について

平成27年4月23日

高知県教育委員会

目 次

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学 入学者選抜の一体的改革について」 1
「道徳に係る教育課程の改善等について」 3
「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構 築について」 4
「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 5
教育再生実行会議の提言について 6
「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した 力ある学校づくりに向けて～」 7
「子供の貧困対策に関する大綱」 8
参考資料 9

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」

(中央教育審議会答申 平成26年12月22日)

教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言。

【答申のポイント】

1 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(1)克服すべき課題

- 現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再現に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、眞の「学力」が十分に育成・評価されていない。
- 特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、世界にトビタテ！の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え方抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがち。

(2)高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革

- 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。
- 教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を導入。
- 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入し、各大学の活用を推進。
- 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化。

このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置づけるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正。

2 グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- 真に使える英語を身に付けるため、「読む」「聞く」といった受け身の技能だけではなく、積極的に表現するための「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要。
- 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題（例えば記述式問題や面接など）や民間の資格・検定試験を活用。
- 高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、四技能ごとに一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂。

3 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討。

- ・「思考力・判断力・表現力」を育成するための主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ・国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ・高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ・大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ・特別支援教育の充実のための見直し

「道徳に係る教育課程の改善等について」

(中央教育審議会答申 平成26年10月21日)

【答申のポイント】

1 道徳教育の改善の方向性

(1)道徳教育の使命

- 人格の基盤は道徳性であり、道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他人とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
- 道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

(2)道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- 道徳の時間を教育課程上「特別の教科道徳」（仮称）として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

2 道徳に係る教育課程の改善方策

- (1)道徳の時間を「特別の教科道徳」（仮称）として位置付ける
- (2)目標を明確で理解しやすいものに改善する
- (3)道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- (4)多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する
- (5)「特別の教科道徳」（仮称）に検定教科書を導入する
- (6)一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」

(中央教育審議会答申 平成26年12月22日)

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする改正を行い、他の教育改革とあいまって、子どもたちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子どもの能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

【答申のポイント】

- 1 小中一貫教育学校（仮称）、小中一貫型小学校・中学校(仮称)の制度を創設
 - 1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け（小中一貫教育学校（仮称））
 - 独立した小・中学校が小中一貫教育学校（仮称）に準じた形で一貫した教育を施すことができるようとする（小中一貫型小・中学校（仮称））
 - 既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
 - 既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。
- 2 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業制度
 - 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定
- 3 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
 - 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。
- 4 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）
 - 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」

(中央教育審議会への諮問 平成26年11月20日)

【諮問の趣旨】

- 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。
- そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

【諮問のポイント】

- 1 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実と、こうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
- 2 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
- 3 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
 - 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

教育再生実行会議の提言について

- 1 第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)
 - ・道徳教育の抜本的改善・充実
 - ・いじめ対策
 - ・体罰禁止の徹底
- 2 第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)
 - ・地方教育行政の権限と責任の明確化
- 3 第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」(平成25年5月28日)
 - ・グローバル化に対応した教育環境づくり
 - ・イノベーション創出のための教育
 - ・研究環境づくりを進める
 - ・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能強化
 - ・社会人の学び直し機能を強化
 - ・大学のガバナンス改革
- 4 第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(平成25年10月31日)
 - ・高校教育の質の向上(達成度テスト(基礎レベル)の創設等)
 - ・大学の人材育成機能の強化
 - ・大学入学者選抜改革(達成度テスト(発展レベル)の創設、多面的・総合的な選抜への転換等)
- 5 第五次提言「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日)
 - ・新しい時代にふさわしい学制(幼児教育、小中一貫教育、職業教育等)
 - ・教員免許制度の改革
 - ・教育を「未来への投資」として重視
- 6 第六次提言「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」(平成27年3月4日)
 - ・社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会の実現
 - ・多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」の実現
 - ・教育がエンジンとなって「地方創生」を推進

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」

(平成27年1月27日 文部科学省)

【手引のポイント】

- 「学校規模の適正化」として、クラス替えができるかどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとした。
- 「学校の適正配置」として、従来の通学距離について小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は「おおむね1時間以内」を目安とするという基準を加えた。
- 一方で小規模校にも地域との連携やきめ細かな教育など利点があり、存続させる場合には小中一貫教育や情報通信技術(ICT)の導入などによりメリットを最大化するとともに、デメリットを最小化することを求めた。

「子供の貧困対策に関する大綱」

(平成26年8月29日閣議決定)

1 目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

2 基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

などの10の基本方針

3 重点施策

(1) 教育の施策

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

(2) 生活の支援

- (3) 保護者の対する就労の支援
- (4) 経済的支援
- (5) 子供の貧困に関する調査研究等
- (6) 施策の推進体制等

参考資料

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」 11
「道徳に係る教育課程の改善等について」 19
「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」 23
「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 27
教育再生実行会議の提言について	
第一次提言「いじめの問題等への対応について」 33
第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」 35
第三次提言「これからの中等教育等の在り方について」 43
第四次提言「高等学校教育と中等教育との接続・中等入学者選抜の在り方について」 51
第五次提言「今後の学制等の在り方について」 61
第六次提言「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」 71
「子供の貧困対策に関する大綱」 81
 99

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大學入学者選抜の一体的改革について」

（中央教育審議会答申 平成26年12月22日）

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

- 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようになります。
- これからの中の時代に社会に出て、国内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもつて多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができます。
- 彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持つようになります。
- 我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければなりません。
- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けるだけでは、これからの中の時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。
- この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようになりますため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

¹ アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

(克服すべき課題)

- 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなさるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・表現力・判断力・主体性をもつて多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。
 - また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え方抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられることがある。
- こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエンジニアやインシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

(高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

- この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによつて克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようとする。
- そのため、以下の改革に一体的に取り組む。
 - ◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもつて主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのためには、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブラーニングへの飛躍的充実を図る。
 - ◆ また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。
 - ◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持つて多様な人々と協力して学ぶことでのできるアクティブラーニングへと質的に転換する。
 - ◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとるものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持つた学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。
 ※選抜性の高さに則し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。
- さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるように、大学にとつて改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せざる態度などが必要である。
- なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「聞く」「読む」「聞く」ができるだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に表現することができます。「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。
 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

(3) 学習指導要領の改訂も含めた高等教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立つて、②そした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシー、国際パカロアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための力
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

(4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

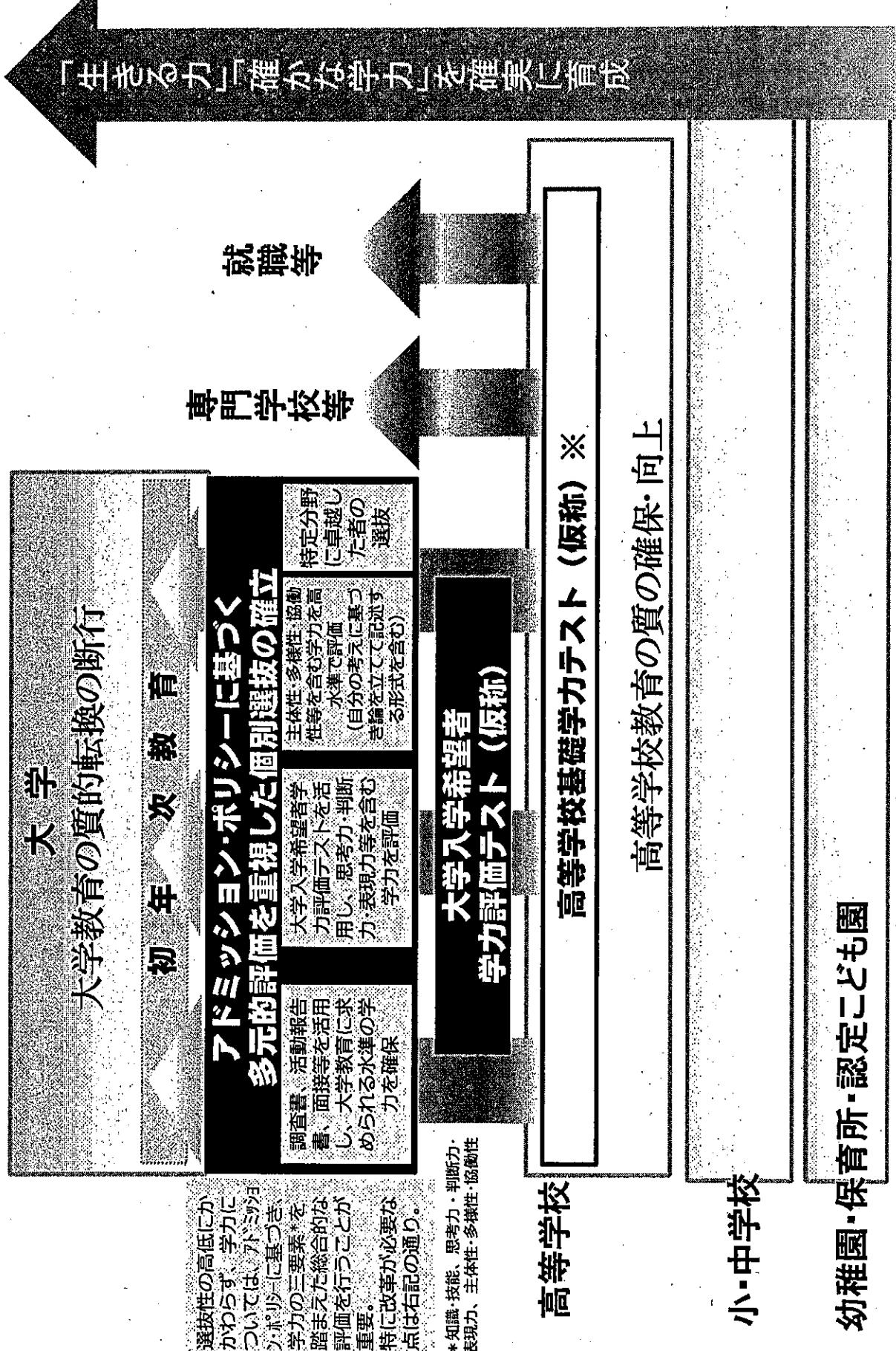
- 現在の大学入試、特に一齊にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問いかい、その結果の点数のみによる選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

(5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。
プランにおいては、アドミッション・オフイスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



総称	学力評価のための新たなテスト（仮称）	
実施主体	大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施・方法開発や評価に関する方法開発などの支援を一体的に行う組織に抜本的に改組。	
個別名称	高等学校基礎学力テスト（仮称）	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）
目的・活用方策	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が、<u>自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示する</u>ことができるよう<u>にし</u>、それ<u>を通じて</u>生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。 <上記以外の活用方策> ○結果を高等学校での指導改善にも生かす。 ○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。 ※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学入学希望者が、これから<u>の大学教育を受ける</u>ために必要な能力について把握する。「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するためには必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）を中心に評価。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○希望参加型 ※ <u>できるだけ多くの生徒が参加する</u>ことを可能とするための方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学入学希望者 ※ 大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○実施当初は「国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「コミュニケーション英語Ⅰ」等の高校の必履修科目を想定（選択受験も可能）。 ○高等学校で育成すべき「確かな学力」を踏まえ、「思考力・判断力・表現力」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「知識・技能」の確実な習得を重視。 ※高難度から低難度まで広範囲の難易度。 ○各学校・生徒に対し、<u>成績を段階で表示</u> ※ 各自の正答率等も併せて表示 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教科型」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を評価するため、「合教科・科目型」「総合型」の問題を組み合わせて出題。 ※ 将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の総合的な評価を目指す。 ※ 広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学者選抜の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。 ○大学及び大学入学希望者に対し、<u>段階別表示</u>による成績提供
解答方式	○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。	
検討体制	○CBTの導入や両テストの難易度・範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一體的に検討。	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ○在学中に複数回（例えば年間2回程度）、高校2・3年での受験を可能とする。 ○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。 ○CBT方式での実施を前提に開発を行う。 ○英語等については、民間の資格・検定試験も積極的に活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年複数回実施。 ○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。 ○CBT方式での実施を前提に開発を行う。 ○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。 ※ 他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。
作問のイメージ	全国学力・学習状況調査のA問題（主として知識に関する問題）及びB問題（主として活用に関する問題）の高校教育レベルの問題を想定	

高大統合改革実行プラン（概要）

プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持つた学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学者希望者の能力・意欲・適性等を多面的に評価する大学入学者選抜に改革。特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革に連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学者希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

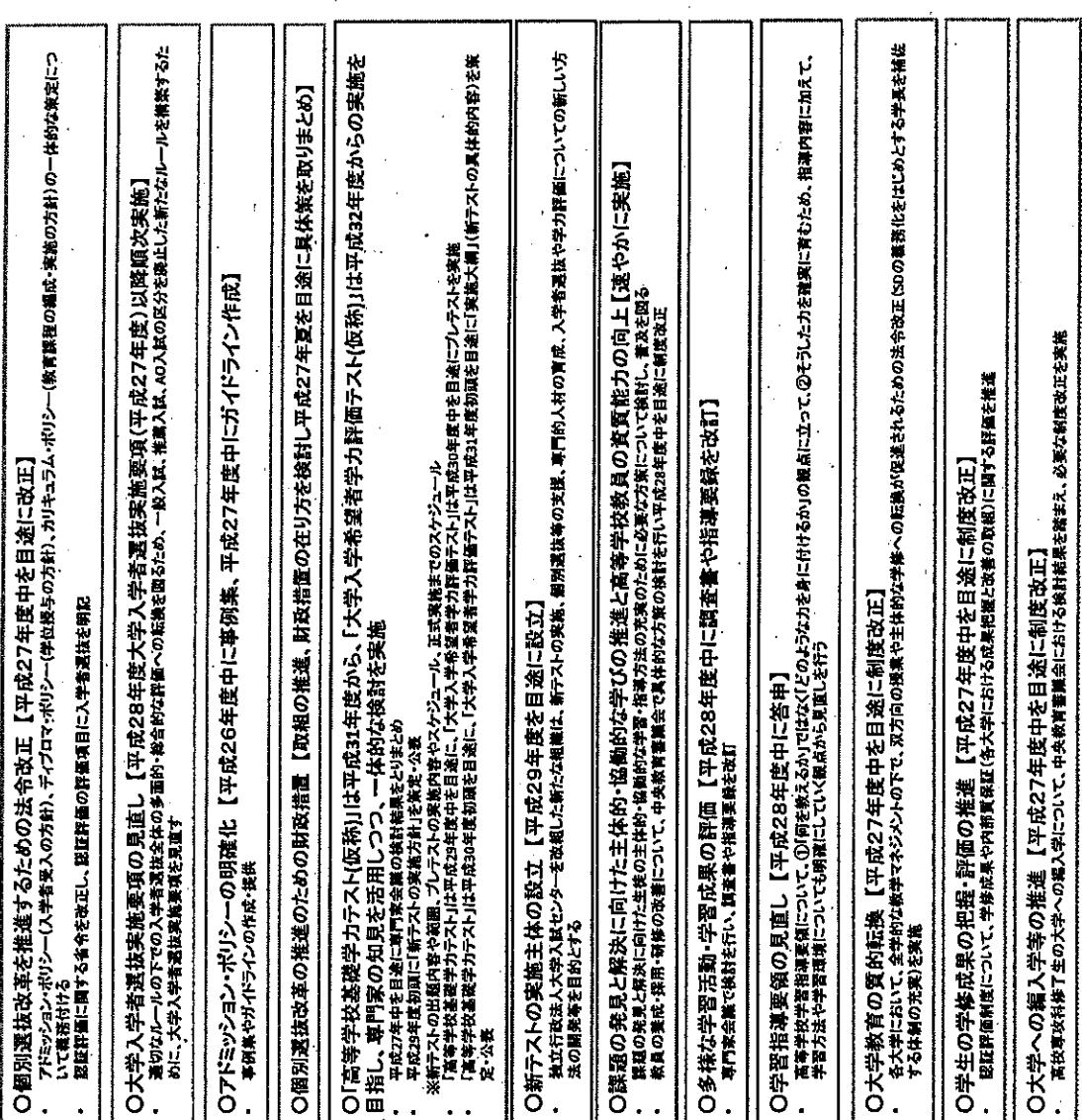
高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これから時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの一括り方にについて一括りで検討を行う。組織を整備的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもつて主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革に連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えるながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が「高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれから社会に出て自ら答えるない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる



「道徳に係る教育課程の改善等について」

(中央教育審議会答申 平成26年10月21日)

道徳に係る教育課程の改善等について（答申）の概要

I 道徳教育に関する検討の経緯

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
3月 初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置
4月 「私たちの道徳」使用開始
- 8月 道徳教育専門部会（第9回）において「審議のまとめ（案）」審議
※8月27日～9月9日まで意見募集を実施
- 10月 総会において答申

II 答申の概要

1) 道徳教育の改善の方針

- (1) 道徳教育の使命
● 人格の基盤は道徳性であり、道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともにによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
● 道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- 道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、学校の道徳教育全体の要となつて人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、「特別の教科 道徳」(仮称)も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、最終的には、「道徳性」の育成が目標。
- このことを踏まえ、学校の道徳教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、道徳性の育成に向けた重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道徳的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きしていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 学習指導要領に示す四つの視点(「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人の関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」)の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。

- 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード(例:「正直、誠実」「公正、公平、正義」)なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。

- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

- 對話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるために多様な取組を行う。
- 道徳の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する

- 「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

(6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、数値などによる評価は不適切。
- 指導要録に「特別の教科 道徳」(仮称)の評価を文章で記述するための記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。
- ※ 指導要録の様式の具体的な改善案等については、今後、文部科学省において更に専門的に検討。

このほか、以下のような事項についても改善が必要。

- (1) 教員の指導力向上
- (2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善
- (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システム
の構築について」

(中央教育審議会答申 平成26年12月22日)

1節 小中一貫教育が求められる背景

- 全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組があると考えられる。
- 教育基本法・学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- 近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- 儿童生徒の発達の早期化等に見れる現象
- 中学校進学者の急増など、中1キャンプへの対応
- 少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性

2節 小中一貫教育の現状と課題

- 小中一貫教育が見込まれる。
- 現在行われている小中一貫教育の取組の内容や進捗状況は、教育課程の連続性や、教員の指導多様度である。
- 小中一貫教育の実施校のほとんどが頭著な成果を認識している。一方、その内容は学力向上率アプローチや教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたる。その一方、教職員の負担軽減など解消を図るべき課題も存在する。
- 小中一貫教育の取組の多様性を尊重しつつ優れた取組が展開されるような環境整備が必要となる。

3節 小中一貫教育の制度化の意義

- 運用上の取組では小中一貫教育を効果的に実施していく上で、一定の限界が存在するため、制度化による統合的・主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した結果、効果的な取組の実施が可能となる。
- 設置者の判断で教育課程の特例を認め、柔軟な教育課程編成を可能とする一ことににより、地域の実態に対応した多様な取組の選択肢を提供する。
- 小中一貫教育の制度化が整備されることにより、国・県による支援の充実が行いやすくなる。
- 人間関係の固定化や転出入への対応などの課題について、制度化に伴い、教育課程編成などをどのように指摘されたり、事例の普及を行なうなどにより、課題の速やかな解消に資する手立てが講じられるようになる。

4節 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

(制度化の目的)

- 一体的な組織体制の下、9年間一貫して三系統的な教育課程を編成するなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中二貫教育が有効と判断した場合に、田淵がかつ効果的に導入することである。これにより、小中二貫教育の優れた取組の全国展開と既存の小中学校の質向上が期待される。

制度化の基本的方向性

- 小中一貫教育が各地域の主本的な取組によって多様な形で発展してきた性質に鑑み、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があることから、下記の2つの形態を制変化すべきである。

○ 小中一貫教育子校（仮称）の小学校段階を終えた後に後、希望する場合においては、他の学校への転校が円滑に行えるよう配慮する。また、小学校段階と中学校段階との課程区分として、中学校修了の翌年度から中学校卒業までの入学者を認める。

教育二書

- 育学校(仮称)」を独立した小中学校が「中二貫教育学校(仮称)」に準じた形で二貫化した教育を施すところである。小中二貫型

卷之三

- 小中一貫型小学校（分校）においては、9年間の教育目標の明確化を実現するための子交間に適当な評価を準備する必要がある。

卷之三

- 小中二貫教育学校(仮称)についでには、既存の小中学校の改修もとどめ、就学指定期定の対象としてある。

卷之三

- 小中三貫教育宣言（仮称）においては、原則として小・中学校教育免許状を併有した教員を配置することができる。当面は小学校教育免許状で小学校課程、中学校課程の併有を免許状の取得を促進するべきである。

- 小学一貫教育学習指導要領の現行の中学校小字型（仮称）及び中二貫型（仮称）の学習指導要領に基づく、各教科の指掌内容の入れ替わりがある。このことは、中学校の指掌内容の設定、指掌内容の変更、指掌内容の追加、指掌内容の削除等の問題を生む。

5節 小中一貫教育の総合的な推進方策

- 国としては、小中一貫教育の実施を希望する設置者への積極的な支援を促すため、財政的支援を含めた条件整備や小中一貫教育の取組の質の向上を図るための方策を総合的に講じていかなければならぬ。
- 具体的には、以下のような要素が求められる。
 - ・小中一貫教育の制度化および進に当たっての適切な教職員定数の算定
 - ・小中一貫教育に必要な施設設備の整備への支援
 - ・小中一貫教育と学校運営協議会の二体的な導入推進など、義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
 - ・モニターリングによる評価の充実と市町村における現場のニーズを踏まえた具体的な指導・助言・援助
 - ・小中一貫教育等を通じて学校評議会の運営実績と市町村における現場のニーズを踏まえた具体的な指導・助言・援助
 - ・都道府県教育委員会による現場のニーズを踏まえた具体的な指導・助言・援助

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」
(中央教育審議会への諮問 平成26年11月20日)

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方にについて」 話題の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ それした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
 - ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
 - これから時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きしていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善
2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、※詳細については、3ページ目以降既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及
 - 「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化（イメージ）

教育の普遍的目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・表現力・判断力・学習意欲)等

時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていかなければなりません資質・能力
- ◆我が国の子供たちにとって今後重要なと考えられる、何事にも主張的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの
学習評価の充実

何を学ぶか

どのように学ぶか

育成すべき資質・能力を育むための 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

育成すべき資質・能力を育むための 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びび（「アカデイグ・ラーニング」）

- ◆ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探求し、成果等を表現していくよう、学びの質や深まりを重視。

理念を実現する 環境作り

- ◆各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例①

グローバル社会で求められる力の育成

- ◆ グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国语で躊躇せず意見を述べ他者と交流していくための力や、我が国の伝統文化に関する深い理解、他文化への理解等をどのように育むべきか。特に英語の能力について、例えば以下のような点をどのように考えるべきか。

- (1) 小学校から高等学校までを通じて達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した具体的な指標の形式で示すこと
- (2) 小学校では、中学年から外国语活動を開始し音声に慣れ親しませるとともに、高学年では、学習の系統性を持つたせる観点から教科として行い、身近で簡単なことについて互いの考え方や気持ちを伝え合う能力を養うこと
- (3) 中学校では、授業は英語で行うことを基本とし、身近な話題について互いの考え方や気持ちを伝え合う能力を高めること
- (4) 高等学校では、幅広い話題について発表・討論・交渉などをを行う能力を高めること

高等学校教育

- ◆ 中央教育審議会における高大接続改革に関する議論や、これまでの関連する答申等も踏まえつつ、高校生が、国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につけることができるように、例えば以下のような課題についてどのように改善を図るべきか。

- (1) 今後、国民投票年齢が満18歳以上となることなども踏まえ、国家・社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方
- (2) 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方
- (3) より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方
- (4) より探究的な学習活動を重視する観点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方
- (5) 社会的要請を踏まえた専門学科のかリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方
- (6) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るために教科・科目等の在り方

育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の在り方や、教育内容の見直し例②

○ 幼児教育

- 子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

○ 体育・健康

- 子供の体力等の現状を踏まえつつ、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機に、子供たちの運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育・健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身に付け、健康を増進し、豊かな生活を送るためにには、どのような見直しが必要か。

○ 特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めしていくためには、どのような見直しが必要か。

その際、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などについて、どのように考えるべきか。

○ その他の課題

- 社会の要請等を踏まえ、教科等を横断した幅広い視点からの取組が求められる様々な分野の教育の充実のための方策について、関係する会議等におけるこれまでの議論の状況等を踏まえつつ、どのように考へるべきか。
- 各教科等の教育目標や内容を、初等中等教育を通じて一貫した観点からより効果的に示すためにどのような方策が考えられるか。また、学年間や学校種間の教育課程の接続の改善を図ることについて、現在中央教育審議会で御議論いただいている小中一貫教育に関する検討状況も踏まえつつ、どのように考へるべきか。

教育再生実行会議の提言について

**いじめの問題等への対応について
(第一次提言)**

平成25年2月26日

教育再生実行会議

いじめの問題等への対応について

(第一次提言)

はじめに

我が国は、19世紀半ば以降、驚異的な速さで近代化を実現し、飛躍的な発展を遂げました。教育の成功が、その大きな原動力となったことは言うまでもありません。

一方、先の安倍内閣において改正された教育基本法の理念が十分に実現しておらず、国の未来を担う子どもたちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、世界に伍していくべき学力の低下などが危惧される中、教育の再生は我が国の最重要課題となっています。

教育再生実行会議では、始めに、いじめ問題等への対応について審議を行いました。いじめに起因して、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案、さらには、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、一人でも多くの子どもを救うことが、教育再生に向けて避けて通れない緊急課題となっているからです。

こうした痛ましい事案を断じて繰り返すことなく、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を日本全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、以下のことを提言します。

教育再生実行会議は、先の教育再生会議の提言や実績を踏まえつつ、直面する具体的な課題について、集中的かつ迅速な審議をし、今後も、教育再生を実行するための提言を逐次行っていきます。提言を踏まえ、政府が一丸となり、社会総がかりで教育再生を実行していくことを望みます。

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。

学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。

しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や

教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。

このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。

また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

- 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。
- 国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。
- 学校においては、日常の生徒指導や、多様な体験活動などを含めて、全ての教育活動を通じた道徳教育を行う。また、食事等の日常生活の乱れが子どもの心の乱れにもつながっているとの指摘を重視し、食育等の視点も取り入れた指導を行う。さらに、各教科等に係る子どもの学習の状況や学校における指導の記録を継続的・系統的に蓄積するとともに、それを教員が共有し指導にいかす。
- 学校は、保護者も巻き込みながら、子どもたちが社会の一員として守らなければならない決まりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて責任ある行動や態度をとることができるよう、市民性を育む教育（シチズンシップ教育）の観点を踏まえた指導に取り組む。その際、発達段階に応じて、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付ける教育（法教育）も重視する。

- 各学校で子どもたちがいじめについて自ら考え、話し合いに取り組み、児童会や生徒会等において、「いじめは絶対に許されない」などの宣言をし、活動していくことや、子どもたち自身が自分たちの間の問題を解決できる力を身に付け、行動していくことができるよう指導し、支援していく。また、リーダーシップを執れる子どもを育てる。
- 大人の振る舞いが子どもに直接的な影響を及ぼす。家庭や地域などにおいても、大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。特に、家庭教育の役割の大きさについて、全ての人が認識を深める。また、指導が子どもの心に届き、また子どもからの様々なサインに気付けるよう、清潔で整然とした環境づくりを行う。子どもの頃から地域の祭り、共同作業などの諸行事に参加することで、学校では経験できない大人との触れ合いを通して、社会規範を身に付けさせる。さらに、試練に対処し、身を守る知恵や精神力、問題解決能力を身に付けさせる。

2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定

いじめから、一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く一人一人の大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して行動しなければなりません。この決意を国民全体で共有し、風化させないために、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。

- いじめに対峙していくための基本的な理念を明示し、いじめを予防、発見し、その態様に応じた対策を探る体制を整備するため、次のような内容を含む法律の制定が必要である。
 - ・いじめの定義を明らかにし、社会総がかりでいじめに対峙していく姿勢
 - ・いじめを絶対に許さず、いじめられている子を全力で守る大人の責務
 - ・いじめに向き合っていく体制（相談体制、関係機関との連携・協力）の構築
 - ・いじめへの迅速かつ毅然とした対応（いじめの通報、被害者支援、加害者指導等）

3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。

いじめを早期に発見し、いじめられている子を社会全体で守っていくためには、学校がいじめ対策の方針を定めて明らかにし、子ども一人一人と向き合うことのできるチームとしての責任のある体制を整えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関の緊密な連携体制を日頃から構築しておかなければなりません。

- 学校において、養護教諭を含めた教職員等によって迅速に対応できる相談体制を整備するとともに、実態把握のための定期的な調査を必ず実施する。
- 学校及び教育委員会は、家庭や地域社会、警察その他の関係機関との連携協力体制を整備することによって、いじめを予防するとともに、日頃から関係者の信頼関係の構築に努める。
- 教育委員会は、学校の取組を支援し、いじめ問題への適切な対応に努める学校や教職員を適正に評価する。教職員がいじめに対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、国及び教育委員会において教職員研修の充実を図るとともに、養成段階から専門的かつ実践的なスキルを育成する。また、いじめの態様に応じた解決の成功例やノウハウについて、国が教育委員会と連携して蓄積し、教育界全体で共有する。
- 国及び教育委員会は、学校における日常的な相談窓口として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置を一層促進するほか、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士や、インターネットを介したいじめに対応するためのICT等の専門家、教員や警察官の経験者、地域の人材等、多様な人材による支援体制を構築する。
- 子どもが孤立しないよう、担任だけでなく複数の教職員の目が行き届き、きめ細かく対応できる環境を整備するため、国及び教育委員会は、教職員配置を改善充実し、少人数指導・少人数学級の推進や生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置を進めるなど学校の取組を支援していく。教職員の多忙な実態を解消するため、校務運営の効率化を図る。
- 開かれた学校づくりの徹底や、教職員と地域の大人が協働で教育を推進する仕組みとして、国及び教育委員会はコミュニティ・スクールの導入など、地域とともにある学校づくりを積極的に推進する。

4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。

いじめられている子を何としても守り抜かなければなりません。いじめられている子を確実に救い、いじめている子に対しては毅然として適切で効果的な指導を行うよう、教職員等の関係者が採るべき対応をルール化し、迅速に対処するべきです。

その際、子どもとその家族のプライバシーの保護が最優先されなければなりません。直接関わる教職員や保護者のほか、マスコミ等の関係者の自制も求められます。

- 教職員、相談対応者、保護者等のいじめ発見者は、学校、教育委員会等に速やかに通報する。学校に通報してもなお解決されない重大な事案の場合には、第三者的な組織（第三者的立場から相談を受け、調整し、解決していくことができる組織）が、その解決を図る。保護者は、子どもから学校での様子や友人関係を聞くなどして、いち早くいじめのサインに気付くよう努める。
- いじめが確認された場合、学校は、いじめの実態を迅速かつ的確に捉えた上で、教職員による説諭、毅然とした指導などの教育的指導から警察等の関係機関と連携した対処まで、その実態に応じて最適な対応を行うようにする。
- 学校は、いじめられている子に対して、組織的体制により継続的にケアを実施し、守り抜く。いじめている子に対しては、段階的・継続的に教育的な指導を行うなど、責任を果たす。教育委員会は、問題の解決が図られるよう、学校及び教職員を全面的に支援する。保護者は、子どもの様子を注意深く見て、的確に助言するとともに、問題の解決が図られるまで、責任を持って子どもを見守る。
- 深刻ないじめが続き、教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、加害児童等への懲戒を行う。また、いじめられている子どもを守るために必要なときは、教育委員会は加害児童等の保護者に対し、当該児童等の出席停止措置等を実施する。その際、教育委員会は、出席停止措置等に係る児童等への十分な指導体制を整備するとともに、これらの措置を講ずる場合の基準や指導方針等を明確にする。学校は、あらかじめ保護者等に説明して理解を得る。
- 教育委員会及び学校は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは警察と連携して迅速に対処する。

5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

体罰により、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより、体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止を更に徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有化するべきです。

また、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきです。

- 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。
- 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。
- 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な指導方法を体得できるよう徹底する。
- 学校及び教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子どもや保護者が、体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談をすることができる体制を整備する。
- 教員や部活動指導者は、部活動において勝利至上主義に陥ることなく、子どもの生涯全体を視野に入れて、発達段階に応じた心身の成長を促すことに留意する。

**教育委員会制度等の在り方について
(第二次提言)**

平成25年4月15日

教育再生実行会議

教育委員会制度等の在り方について (第二次提言)

はじめに

教育再生は、子どもたちが「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいくよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。教師は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける鑑でなければなりません。また、社会総がかりで教育再生を実行していく中、国民・住民の意向が、教育に適切に反映されることが必要です。

しかし、現実には、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態、さらには、子どもの生命や身体が危険に晒される事態が生じています。子どもたちのための教育再生を成し遂げるため、教育行政における責任体制を確立しなければなりません。

教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応に続き、教育委員会制度の在り方について議論を行いました。教育委員会制度の問題は教育制度の根幹に関わる問題です。その改革は、先の教育再生会議においても提言がなされ、法律改正もされました。依然として課題が解決していません。教育再生を実行に移していく今こそ、教育委員会の存在意義を原点に立ち返って見直す必要があります。そして、全国どこでも責任ある地方教育行政の体制を築くため、以下のような方向性で教育委員会制度を改革することを提言します。今後、政府においては、提言を踏まえ、速やかに具体的な制度改革に向けた検討を行い、その実現を図ることを期待します。

1. 地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。

現行の教育委員会制度には、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあります。これは、根本的な問題として、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処し、責任を果たしていくにはおのずと限界があるからです。もちろん、関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通により、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実ですが、属人的なものによるのではなく、どの地域でも責任ある教育行政が可能となる体制を制度として築く必要があります。

他方、教育委員会制度は、戦後一貫して、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する機能を果たしてきました。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要です。その上で、地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が、教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要があります。

このような観点を踏まえ、以下のような方向性で教育委員会制度を抜本的に改革することが必要です。

- 地方公共団体における教育行政の責任体制を明確にするため、首長が任免を行う教育長が、地方公共団体の教育行政の責任者として教育事務を行うよう現行制度を見直す。首長による教育長の任命・罷免に際しては、議会の同意を得ることとし、議会が教育長の資質・能力をチェックする。
- 教育長を教育行政の責任者とすることに伴い、教育委員会の性格を改め、その機能は、地域の教育の在るべき姿や基本方針などについて^{より}闊達な審議を行い、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による教育事務の執行状況に対するチェックを行うこととする。
- 政治的中立性等を確保するため、特に、教育長が教育の基本方針や教育内容に関する事項を決定する際には、教育委員会で審議することとするなどの制度上の措置を講ずる。
- 教育長が、地方公共団体の教育について、十分に責任を果たすことができるよう、指導主事等の専門職の配置充実など教育行政部局の体制を強化する。また、学校だけでは対応が困難な問題について、弁護士等の外部専門家による支援体制を整備する。さらに、教育予算の編成・執行や他の部局との交流人事においても、首長と教育長の連携を一層強化する。
- 教育長の資質・能力は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励む人材が求められる。教育長に、教育の専門的識見とマネジメント能力に優れた者を充てることができるよう、現職の教育長や教育長候補者の研修など、「学び続ける教育長」の育成に国が一定の責任を果たす。
- 教育委員には、広い視野を持って我が国の将来を思い、未来を担う子どもの育成

を熱心に考え行動できる者を選択する。その際、保護者に加え、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等がある地域では、その関係者を教育委員にするなど、住民の意向の反映に努める。また、文化・芸術、スポーツなど各界で顕著な功績のある者の活用も考慮する。

- 上記の方針の下、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項とその取扱い、教育委員の任命方法、教育長の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議されることを期待する。その際、新たな教育行政組織の名称について、役割や機能が国民に分かりやすいものとなるように配慮する必要がある。

なお、合議制の執行機関である教育委員会制度を基本的に維持しつつ、教育長を首長の任命によることとし、教育委員会規則の制定・改廃や具体的な教職員の人事の決定は教育長に委任するなど、実態にあった制度の見直しをすべきであり、仮に教育委員会の性格を改める場合には、首長を教育行政の責任者とし、教育長を教育事務執行の責任者とすべきとの意見があつたことも付記します。

2. 責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行う。

我が国の将来を担う子どもたちの教育について、最終的な責任は国にあり、ナル・スタンダードが維持され、責任ある教育が行われると同時に、地方の実情等を考慮し、地方の創意工夫をいかした教育が展開されるようにする必要があります。また、教師の人材確保については、地域格差を生じさせない配慮が求められます。こうした観点から、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、相互の権限や関係を見直す必要があります。

- 国は、学習指導要領や学級編制の標準等について、教育のナル・スタンダードを維持しつつ、各地方公共団体がそれぞれの創意工夫によって、特色ある教育を十分展開できるようにする。
- 他方、責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体的な教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。

- 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に委譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関する関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。
- 国及び地方公共団体は、困難にも自ら進んで立ち向かい、学び、成長し続ける教師の育成に積極的に取り組む。教育は子どもたちの将来に繋がる魅力的な営みであり、真に頑張っている教師の士気を高めるためにふさわしい処遇の改善や、一定の教育水準を確保し、その維持向上を図るために、義務教育費の負担金等について、国が十分に責任を果たす。
- 義務教育についての市町村の権限と責任体制を確立することに伴い、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るべく、国は、諸外国の制度も参考としつつ、我が国にふさわしい地方教育行政や学校教育の第三者評価の仕組みについて検討する。その際、教育の質を改善し、向上させていくことを目的として、地方の教育行政や学校教育の成果とプロセスを評価し、優秀な事例を目標にして全体がそれを目指す仕組みとする。

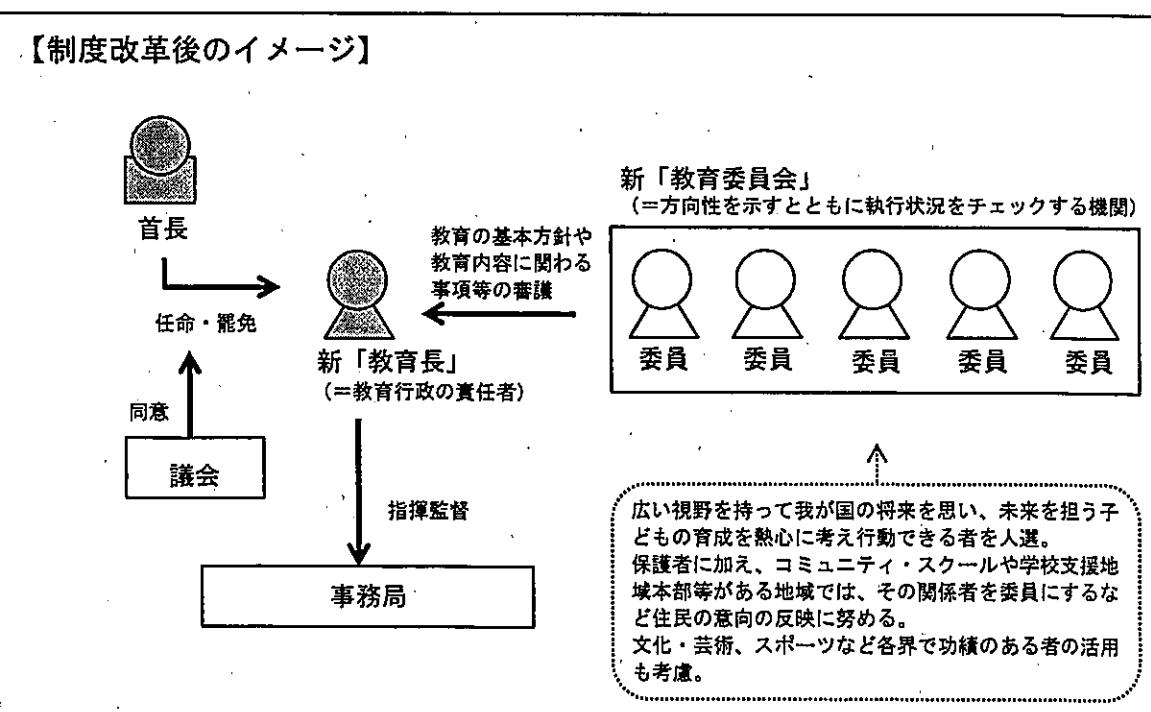
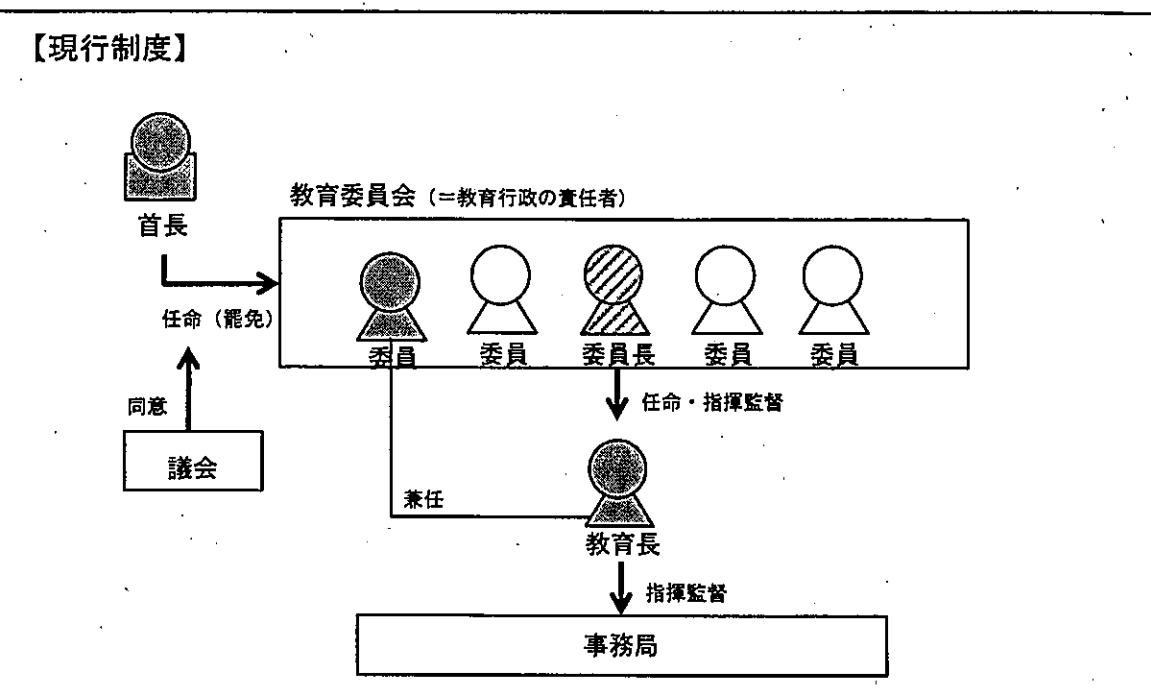
3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

【参考】教育委員会制度改革のイメージ



※ 新「教育委員会」で審議すべき事項とその取扱い、委員の任命方法、新「教育長」の罷免要件等の詳細な制度設計については、今後、中央教育審議会において更に専門的に審議。

**これからの大學生育等の在り方について
(第三次提言)**

平成25年5月28日

教育再生実行会議

これからの中大教育等の在り方について

(第三次提言)

はじめに

教育再生は、個人の能力を最大限引き出し、一人一人が国家社会の形成者として社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図り、より良い人生を生きられる手立てを提供するという教育の機能が十分果たせるようとする改革です。その実現には、教育を集成し社会につなぐ大学の役割は決定的に重要です。知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となる知識基盤社会にあっては、大学が担うべき役割が一層大きくなっています。その教育・研究機能を質・量ともに充実していく必要があります。

各国が高等教育を重視し規模を拡大する一方、日本は、国際的に見て社会人入学や外国人留学生が少ないなどの影響もあり、大学進学率は低く、社会人の学び直しの機会も限られています。高等教育に対する公財政支出は、国際水準に比して低く、国私立間格差も大きい現状があります。また、大学のグローバル化の遅れは危機的状況にあります。大学は、知の蓄積を基としつつ、未踏の地への挑戦により新たな知を創造し、社会を変革していく中核となっていくことが期待されています。我が国の大学を絶えざる挑戦と創造の場へと再生することは、日本が再び世界の中で競争力を高め、輝きを取り戻す「日本再生」のための大きな柱の一つです。

大学の機能強化の取組に当たっては、国家戦略として中長期的展望に立ち、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、世界に打って出たり、外国人を迎えて交流したりすることのできる人材を育成していくことが重要です。このため、初等中等教育から高等教育までの一貫した取組、文理共通したリベラルアーツの充実、日本文化についての深い理解が求められます。また、「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」など、大学教育の質・量の充実を図る中で、それぞれの大学が持つ強みをいかしつつ、大学の多様性や地域の特性を踏まえた取組が行われる必要があります。同時に、産学官の連携・協力を始めとする社会総がかりの取組が必要であり、国及び地方公共団体には産学官協働での人材育成プラットフォームづくりの推進が求められます。

このような考え方の下、国家戦略として直ちに取り組むべき方策について提言します。政府においては、平成29年までの5年間を「大学改革実行集中期間」と位置付け、速やかに具体的な政策立案に向けた検討を行い実行するとともに、進捗状況を定期的に検証し説明責任を果たしていくことを期待します。また、本会議としても、教育再生の観点から責任をもって進捗状況を確認し、提言の確実な実行を担保していきます。なお、高大接続や大学入試の在り方など大学改革に関する他の課題は、引き続き検討します。

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める。

社会の多様な場面でグローバル化が進む中、大学は、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成すること、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成することなど、大学の特色・方針や教育研究分野、学生等の多様性を踏まえた効果的な取組を進めることが必要です。また、優れた外国人留学生を積極的に受け入れることによって、大学の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、日本の学術・文化を世界に広めることなども求められています。そのため、国は、交流の対象となる地域・分野を重点化したり、日本の文化を世界に発信する取組を併せて強化したりするなど、戦略性をもって支援していくことが重要です。

①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。

- 日本国内において世界水準の教育を享受したり、日本人研究者が海外の優秀な研究者との国際共同研究を質・量ともに充実したりできるよう、国は、海外のトップクラスの大学の教育ユニット（教育プログラム、教員等）の丸ごと誘致による日本の大学との学科・学部・大学院の共同設置や、ジョイント・ディグリー¹の提供など現行制度を超えた取組が可能となるような制度面・財政面の環境整備を行う。
- 大学は、優秀な外国人教員の増員や教員の流動性の向上のため、年俸制を始め、教員の能力等に応じた新しい給与システムの導入を図る。また、日本人教員の語学力、特に英語による教育力を向上させ、英語による授業比率を上げる。外国人教員の生活環境の整備・支援（英語による医療、子どもの教育、配偶者の就労支援等）、大学事務局の国際化などトータル・サポートのための体制を整備する。
- 大学等は、外国の大学や現地企業等との連携により海外キャンパスの設置を進め、海外における魅力ある日本の教育プログラムの実施を図る。国は、日本の大學生の積極的な海外展開による国際連携を拡大するため、制度面・財政面の環境整備を行う。また、競争的資金²について、その特性に応じ、日本人の海外における研究活動の支援を促進できるよう努める。
- 国は、大学のグローバル化を大きく進展させてきた現行の「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30事業）」等の経験と知見を踏まえ、外国人教員の積極採用や、海外大学との連携、英語による授業のみで卒業可能な学位課程の拡充など、国際化を断行する大学（「スーパーグローバル大学」（仮称））

¹ 複数の大学の共同による学修プログラム修了者に対して授与される共同で単一の学位。

² 資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を選択し、研究者等に配分する研究開発資金。

を重点的に支援する。国際共同研究等の充実を図り、今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上をランクインさせるなど国際的存在感を高める。

- 国は、各大学がグローバル化に対応した教育方針を策定・公表し、グローバルな視点から地域社会の発展を支える知的推進拠点としての役割を果たしていくための積極的な取組を支援する。
②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
- 大学は、大学入試や卒業認定におけるTOEFL等の外部検定試験の活用、英語による教育プログラム実施等の取組を進め、学生に実践的英語力を習得させ、海外留学に結び付ける。外部検定試験については、大学や学生の多様性を踏まえて活用するものとする。また、英語力の優秀な学生には更なる語学の習得も重要であり、例えば、東アジアにおけるグローバル化への対応として、実践的中国語等の習得を目指すことなども有用である。
- 大学は、海外の大学との交換留学や単位互換を進めるとともに、秋入学やクオーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図る。国は、大学における海外でのインターンシップの実施促進や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための取組を支援する。
- 国は、企業や個人等との協力による給付型奨学金等を含めた留学費用の支援のための新たな仕組みを、寄附促進の仕組みも含め創設し、秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含め、日本学生・生徒の短期、長期の海外留学に対する支援を抜本的に強化する。また、地方公共団体においても、留学費用の支援に関し企業や個人からの多様な支援が得られるよう体制を整備する。
- 産業界及び国は、企業や国家公務員の採用において留学経験を有する学生を積極的に採用するとともに、秋入学等に伴う採用試験、資格試験の実施時期等の見直しを行う。また、採用後も意欲のある者が進んで留学できるよう、留学経験の積極的な評価を行うなど促進に努める。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受け入れ拡大のため、国、大学等は、ワンストップで留学を可能とする海外拠点を整備し、入学手続の共通化・簡略化を含め、渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定をする仕組みを構築する。また、英語による授業、日本語教育、宿舎整備等の生活支援や優秀な外国人留学生の日本企業へ

の就職支援を充実・強化する。国は、重点地域・分野の設定など国費留学生制度等を抜本的に見直し支援を強化する。企業は、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。

③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。

- 国は、小学校の英語学習の抜本的拡充（実施学年の早期化、指導時間増、教科化、専任教員配置等）や中学校における英語による英語授業の実施、初等中等教育を通じた系統的な英語教育について、学習指導要領の改訂も視野に入れ、諸外国の英語教育の事例も参考にしながら検討する。国、地方公共団体は、少人数での英語指導体制の整備、JET プログラムの拡充等によるネイティブ・スピーカーの配置拡大、イングリッシュキャンプなどの英語に触れる機会の充実を図る。
- 国は、英語教員の養成に際してネイティブ・スピーカーによる英語科目の履修を推進する。国及び地方公共団体は、英語教員が TOEFL 等の外部検定試験において一定の成績（TOEFL iBT80 程度等以上）を収めることを目指し、現職教員の海外派遣を含めた研修を充実・強化するとともに、採用においても外部検定試験の活用を促進する。
- 国は、グローバル・リーダーを育成する先進的な高校（「スーパーグローバルハイスクール」（仮称））を指定し、外国語、特に英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。国は、国際バカロレア認定校³について、一部日本語によるディプロマ・プログラム⁴の開発・導入を進め、大幅な増加（16 校→200 校）を図る。国及び地方公共団体は、高校生の海外交流事業や短期留学への参加を積極的に支援する。日本人学校等の在外教育施設において、現地の子どもを積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める。

④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。

- 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信するという意識をもってグローバル化に対応するため、初等中等教育及び高等教育を通じて、国語教育や我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実する。国は、海外の大学に戦略的に働きかけるなどして、海外における日本語学習や日本文化理解の積極的な促進を図る。また、日本文化について指導・紹介できる人材の育成や指導プログラムの開発等の取組を推進する。

³ 国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く 1968 年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）により、同機構が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校。

⁴ 2 年の履修期間を経て最終試験に合格すると、世界各国で幅広く大学入学資格として認められるプログラム。現在、英語、フランス語、スペイン語（一部、ドイツ語、中国語でも実施可）で授業、試験が行われている。

⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- 大学等の教育機関、地方公共団体が本提言に示すようなグローバル化に対応した教育環境を整備する上で効果が期待される場合には、国は、必要な規制改革や支援措置を講じる。その際、産業競争力会議において議論されている「国家戦略特区」（仮称）等を活用した取組を国が支援することも考慮する。

2. ^{けん}社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。

イノベーションの創出には、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備え、新たな付加価値を生み出していく人材の育成が必要です。その際、ライフサイエンス分野を含む理工系分野をこれまで以上に強化することは欠かせません。大学は、こうした人材育成を担うとともに、産学連携による持続的なイノベーションを創出し、我が国の成長を牽引していくことが重要です。このため、重点的な人材育成が求められる分野については、その充実に向けて、規制改革を含め必要な環境整備が求められます。

- 技術と経営を俯瞰できる人材の育成を図るため、国は、大学における文理横断型プログラム開発を支援するとともに、全ての学生が文系理系双方の基礎知識を習得する取組を促進する。また、自然科学・人文社会科学の基礎的素養、考える力、表現力など幅広い素養、さらには芸術等の文化的な素養を育成するため、教養教育を充実する。
- 国は、イノベーション創出人材の効果的な育成の観点から、10～20 年後を見据えて必要となる理工系人材の分野や構成、求められる能力等について、大学等、産業界、行政が共有し、それぞれの責任と役割を踏まえた戦略的な育成を図るために「理工系人材育成戦略」（仮称）を策定する。また、国や地方公共団体が設置する「産学官円卓会議」（仮称）において同戦略を推進する。
- イノベーションの中核を担う理工系分野を一層強化するため、国は、各大学の強みや特色、「理工系人材育成戦略」（仮称）を踏まえ、教育・研究組織の再編成や整備を支援する。また、大学の多様な先端的基礎研究への支援を充実する。
- 若者の起業家精神を育むとともに、世界で活躍できるビジネスパーソンを日本発で育成するため、国は、経済・経営系を中心とした学部・大学院のカリキュラムの大胆な転換、教育機能の強化を促進する。
- 大学は、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築など大学院教育を充実するとともに、幅広い人材の交流による新たな発想からイノベーションが創

出されるよう大学院入試の在り方の見直しを図る。また、テニュア・トラック制⁵の普及・定着、研究費や研究スペースの十分な確保など若手研究者の研究環境を整備する。さらに、産学官の連携を図り、産業界、国は博士課程修了者を積極的に採用し活躍の場を設け、大学は多様なキャリアパスの開発・開拓と実社会にマッチした大学院教育を行うよう、それぞれが責任を果たす。

- 産学が一体となって新産業の創出を図るため、国は、研究開発の事業化やこれを目的とした投資会社及び大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能とするなど、制度面の整備を行う。また、大学は、企業の技術開発部門との人事交流や、企業人の学び直しを通じて、研究者と企業の連携による事業化のマネジメントができる人材の育成を図る。特に地方においては、研究開発の拠点としての機能を強化する。
- 国及び地方公共団体は、初等中等教育段階から理数教育を強化するため、専科指導や少人数教育、習熟度別指導のための教員配置や設備等を充実するとともに、スーパーサイエンスハイスクール、科学の甲子園等の総合的な取組を推進する。国は、全国学力・学習状況調査において理科の調査を定期的に実施する。

3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する。

社会において求められる人材が高度化・多様化する中、大学は、教育内容を充実し、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要があります。今般、産業界の取組により、就職活動時期の後ろ倒しの動きが出てきていますが、確実に定着することを期待します。大学は、学生が学業に専念できる期間を確保できたことも踏まえ、待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応える必要があります。

- 大学は、課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」などの社会人として必要な能力を有する人材を育成するため、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育方法の質的転換を図る。また、授業の事前準備や事後展開を含めた学生の学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、教育課程の体系化、組織的教育の確立など全学的教学マネジメントの改善を図るとともに、厳格な成績評価を行う。国は、こうした取組を行う大学を重点的に支援し、積極的な情報公開を促す。企業、国は、学生の多彩な学修や経験も評価する。

⁵ 若手研究者が、審査を経て安定的な職を得る前に任期付きで自立して研究経験を積む仕組み。

- 大学において、学内だけに閉じた教育活動ではなく、キャリア教育や中長期のインターンシップ、農山漁村も含めた地域におけるフィールドワーク等の体験型授業の充実を通じて社会との接続を意識した教育を強化する。その際、学生が働く目的を考え自己成長を促す長期の有給インターンシップを産学の連携により進めていくことも考えられる。また、国は、行政機関における中長期インターンシップの受入れを率先垂範して行うとともに、民間企業の就職・採用活動時期の後ろ倒しも踏まえ、国家公務員試験についても必要な措置をとるよう人事院に要請する。
- 大学・専門学校等が、地域の人材育成ニーズに応え、地域に貢献できるよう、地方公共団体や地域の産業界等との連携協力や、実践的な教育プログラムの提供などの取組を国が支援する。また、日本の伝統的な産業や優れた技術を伝承する職人等の養成に対する支援に取り組む。
- 初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編制の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。また、学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する。

知識基盤社会にあっては、社会人になってからも学習への意欲を持ち続けることが重要です。また、学びによって多様な能力を伸ばし人生を豊かにするとともに、成長を支える高度な人材育成が可能となります。「大学=18歳入学」という日本型モデルを打破し、大学・専門学校等において社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要です。

- 大学・専門学校等は、職業上必要とされるより高度な知識等の習得や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識等の習得など、産業界や地方公共団体のニーズに対応した高度な人材や中核的な人材の養成のためのオーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施する。国は、こうした取組や履修証明制度⁶の充実・活用を支援する。その際、女性の活躍に資するための学び直しも支援する。
- 大学・専門学校等は、産業界や社会人の学び直しニーズにマッチするよう、社

⁶ 大学において、社会人を対象とした体系的な知識等の習得を目指した教育プログラム（総時間数120時間以上）を修了した者に対して、学校教育法に基づき、履修証明書を交付することができる制度。

会人教員の活用などによる先駆的な授業科目の開発、産業界との協働による実践的な職業教育プログラムの開発などの取組を進める。特に、国は、「理工系人材育成戦略」(仮称)に基づき、理工系分野の学び直しのための環境整備を支援する。

- 社会人が学びやすい環境を整備するため、大学・専門学校等は、短期プログラムの設定や通信による教育の充実、ICT等の活用を進める。企業は、サバティカル⁷や労働時間の弾力化等、社員の学び直しを後押しする環境づくりを行う。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数について、5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、支給要件の緩和など奨学金制度の弹力的な運用、雇用保険制度の見直しによる社会人への支援措置の実施、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への手厚い経費助成等の支援策を講じる。

5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。

上記に述べた提言の実現は、各大学が学内で意思決定し、改革に踏み出すかどうかにかかっています。意欲ある学長がリーダーシップを発揮して果敢に改革を進められるよう、大学のガバナンス改革を進めるとともに、改革を進める大学には官民が財政面の支援をしっかりと行うことにより、経営基盤を強化する必要があります。

- 国は、国立大学の強みや特色、社会的役割等を明確化しつつ、国立大学全体の将来構想を取りまとめた上で改革工程を平成25年夏を目指し、それを踏まえた取組を促進する。また、国立大学は、年俸制の本格導入や学外機関との混合給与の導入などの人事給与システムの見直し、国立大学運営費交付金の学内における戦略的・重点的配分、学内の資源配分の可視化に直ちに着手し、今後3年間で大胆かつ先駆的な改革を進める。これらの取組を踏まえ、国は、教育や研究活動等の成果に基づく新たな評価指標を確立し、第3期中期目標期間(平成28年度以降)は、国立大学運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。
- 国や大学は、各大学の経営上の特色を踏まえ、学長・大学本部の独自の予算の確保、学長を補佐する執行部・本部の役職員の強化など、学長が全学的なリーダーシップをとれる体制の整備を進める。学長の選考方法等の在り方も検討する。また、教授会の役割を明確化するとともに、部局長の職務や理事会・役員会の機能の見直し、監事の業務監査機能の強化等について、学校教育法等の法令改正の検討や学内規定の見直しも含め、抜本的なガバナンス改革を行う。

⁷一定期間勤務した従業員や高い成果を上げた従業員に対して事業主が認める研究や研修を目的とした長期休暇。

- 国は、国立大学運営費交付金・施設整備費補助金や私学助成、公立大学への財政措置など財政基盤の確立を図りつつ、基盤的経費について一層メリハリある配分を行う。その際、教育、研究、大学運営、社会活動等の幅広い観点からの教員評価や能力向上など、教員の力量を発揮させる改革を行う大学が評価されるような配分を検討する。また、大学等に配分される国の公募型資金について、全学的な共通インフラや教育・研究支援人材確保のための経費（間接経費）を設定し、直接経費を確保しつつ、間接経費比率を30%措置するよう努めるとともに、その効果的な活用を図る。あわせて、教育基盤強化に資する寄附の拡充や民間資金の自主的調達のため、税制面の検討を含めた環境整備を進める。
- 我が国の中等教育の大部分を担っている私立大学が、多彩で質の高い教育を開くとともに、グローバルな視野を持つ地域人材の育成や、飛躍的に増大する社会人の学び直しに積極的に対応できるよう、国は、財政基盤の確立を図る。その際、建学の精神に基づく教育の質向上、地域の人づくりと発展を支える大学づくり、産業界や他大学と連携した教育研究の活性化等の全学的教育改革を更に重点的に支援する。また、大学設置基準等の明確化や大学設置審査の高度化、必要な経営指導・支援や改善見込みがない場合の対応など、大学教育の質を一層保証する総合的な仕組みを構築する。
- 国は、教育研究現場の実態を踏まえ、研究者等のキャリアパス、大学における人事労務管理の在り方など本年4月から施行された改正労働契約法をめぐる課題に関し、教育研究の継続性、若手研究者の人材育成、研究者の流動性の確保、研究支援人材の着実な確保等のための仕組みを検討する。
- 我が国にとって、大学力が現在及び将来の国力を支えるものであることを踏まえ、大学の学長、都道府県知事、産業界の代表等から構成される内閣総理大臣主催の「大学将来構想サミット」（仮称）を定期的に開催し、社会総がかりで大学の機能強化に取り組む。

**高等学校教育と大学教育との接続
大学入学者選抜の在り方について
(第四次提言)**

平成25年10月31日

教育再生実行会議

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

(第四次提言)

はじめに

世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う大競争の中にはあります。日本が将来にわたって国際社会で信頼、尊敬され、存在感を發揮しつつ発展していくためには、世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を持った多様な人材が、社会の様々な分野で活躍することが求められます。また、少子・高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が大幅に減少していく中¹、経済成長を継続していくには、イノベーションの創出を活性化させるとともに、人材の質を飛躍的に高めていく必要があります。

そのためには、教育の在り方が決定的に重要であり、若者の能力を最大限に伸ばしていくことが不可欠です。これから世界や日本を担う人材の育成に当たっては、夢を持ち、それを強い志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感が必要であり、幅広い教養と日本人としてのアイデンティティ、語学力や交渉力、多様な人と協働する力を含めたコミュニケーション能力、課題発見・探究・解決能力、リーダーシップ、優しさや思いやりといった豊かな感性などを培うことが重要です。

このような力は、義務教育の基礎の上に、高等学校、大学の段階で伸ばしていくものですが、その間をつなぐ大学入学者選抜が、高等学校や大学の教育に大きな影響を与えています。すなわち、知識偏重の1点刻みの大学入試や、本来の趣旨と異なり事実上学力不問の選抜になっている一部の推薦・AO入試により、大学での学びに必要な教養や知識等が身に付いているかどうかを確認する機能が十分発揮されておらず、i) 大学入試に合格することが目的化し、高等学校段階で本来養うべき多面的・総合的な力の育成が軽視されている、ii) 大学入学者選抜で実際に評価している能力と本来大学が測りたいと考えている能力との間にギャップが生じ、学生にとっても大学入学後の学びにつながっていない、などの課題が指摘されています。

大学入学者選抜は、本来、高等学校教育を基盤として、各大学のアドミッションポリシー（入学者受入方針）の下、能力・意欲・適性を見極め、大学での教育に円滑につなげていくことが求められます。このため、大学入試の仕組みの改善のみを問題にするのではなく、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う必要があります。

教育再生実行会議では、①高等学校教育の質の確保・向上、②大学の人材育成機能の抜本的強化、③能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度へ

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月出生中位・死亡中位推計）」によると、生産年齢人口は、2010年の約8,200万人から2060年には約4,400万人へ、約46%（年率1.2%）の減少が見込まれている。

の転換を提言します。こうした改革の一環として、以下に述べるように、高等学校段階における学習の達成度を把握し、高等学校の指導改善や大学入学者選抜に活用する新たなテストを導入する必要があると考えます。政府においては、本提言を踏まえ、専門的・具体的な検討を行うとともに、高等学校や大学等の関係者の意見にも十分留意し、合意形成を図りながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

1. 高等学校教育においては、基礎学力を習得させるとともに、生徒の多様性を踏まえた特色化を進めつつ、教育の質の向上を図り、志をもって主体的に学び社会に貢献する能力を習得させる。

高等学校教育においては、生涯にわたって学習する基盤が培われるよう、義務教育の基礎の上に、主体的に学ぶ習慣と文系・理系を問わない幅広い教養を身に付けさせ、その上で、一人一人の個性の伸長を図りつつ、一定の専門的な知識等を習得させるとともに、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。

そのためにも、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応して、高等学校教育の特色化を進めるとともに、体験活動を充実し、能力や意欲に応じて様々な進路に挑戦できるようにする必要があります。

併せて、教育活動の質の確保について、大学入試にその機能を頼るのではなく、高等学校教育の責務として、絶えず質の向上を図っていくことが求められます。中でも、高等学校における基礎的・共通的な学習内容については、その学力を不斷に把握・検証し、指導の改善にいかしていく仕組みが必要です。

(1) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成

- 国は、基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について、高等学校において共通に身に付けるべき目標を明確化する。学校は、生徒に対し、主体的に学習に取り組み、生涯にわたって学ぶ基礎となる力、社会の一員として参画し貢献する規範意識等の基礎的能力を確実に育成する。
- 国及び地方公共団体は、インターンシップ、ボランティア活動等の多様な体験活動の充実、海外留学の促進、文化・芸術活動やスポーツ活動、大学や地域と連携した教育機会等の充実を図る。学校は、生徒がこれらの能動的・主体的な活動に少なくとも一つは深く取り組むよう指導・支援する。
- 地方公共団体及び学校は、生徒が自らの夢や志について主体的に考え、学ぶ意欲を高めるとともに、能動的に学び自己を確立していくことができるよう、キャリア教育を充実する。その際、社会で活躍する卒業生や産業界と連携したキャリア教育・職業教育の充実を始め、学ぶ内容と実社会・実生活との関連を念頭に置いた教育の実践を図る。

(2) 生徒の多様性を踏まえた学校の特色化

- 生徒の多様性を踏まえ、地方公共団体及び学校において、例えば、次のような特色化を進めるとともに、国が適切な支援を行うことにより、教育を充実する。
 - ・グローバル・リーダーとなるための国際的素養と総合力を育成する学校
 - ・科学技術人材としての素養の育成を目指し、先進的な理数系教育を行う学校
 - ・産業構造の変化等に対応した専門的な知識・技能を育成する学校
 - ・学び直しへの支援、考える力の育成、学習意欲の喚起を図る学校
 - ・進路への自覚を深めさせるため、多様な科目選択や就業体験等を行う学校

(3) 学習成果や教育活動の把握・検証による教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入）

- 国は、基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各学校における指導改善や生徒の学習改善にいかすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル）（仮称））を創設する。同テストは、高等学校教育の質の確保・向上を目的として、高等学校の教育課程における基礎的・共通的な教科・科目について、生徒の多様な状況に応じ、高等学校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討する。
- 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の試験内容は、基礎的・共通的な教科・科目の学習達成度について、知識・技能だけでなく、その活用力、思考力・判断力・表現力等を含めた幅広い学力を把握・検証できるものとする。同テストは、高等学校の単位及び卒業の認定や大学入学資格のための条件とはしないが、できるだけ多くの生徒が受験し、結果を学校や生徒に示すことにより、学校における指導改善や、生徒の学習意欲の喚起及び学習改善につなげる。民間の検定や各種試験との相互補完により、生徒の学習習慣の定着を図る方法も模索する。
- 以上の方針の下、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の具体的な実施方法（教科・科目や出題内容等）や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。
- 国及び地方公共団体は、ジュニアマイスター顕彰制度²や職業分野の資格等も活用し、生徒の多面的な学習成果の評価の仕組みを充実し、生徒が進学や就職にも活用できるようにする。

² 高等学校の工業系学科に在籍する生徒に対し、職業資格の取得や技術・技能検定の合格、競技会等での成果を顕彰する制度で、公益社団法人全国工業高等学校長協会が実施している。主に工業に関する資格・検定等（約200項目）の成績が点数化され、合計点に応じて、「ジュニアマイスター・シルバー」（30点以上45点未満）、「ジュニアマイスター・ゴールド」（45点以上）として認定される。

- 学校は、教育活動の質を向上させていくため、自らの教育活動の成果等を不斷に検証する学校評価を通じて、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、積極的な情報発信を行う。

2. 大学の多様な機能を踏まえ、大学教育の質的転換、厳格な卒業認定及び教育内容・方法の可視化を徹底し、人材育成機能を強化する。

第三次提言で述べたように、知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で活動の基盤となる知識基盤社会にあっては、大学が担うべき役割は一層大きくなっています。大学は、これまでの延長線上ではなく、将来を見据えて必要となる人材を輩出していくよう、教育機能を強化する大胆な改革に踏み出さなければなりません。これから社会において重要なものは、大学入学時の学力ではなく、卒業時までに鍛え抜かれた力であり、大学が生涯を通じての学びの拠点となることが必要です。大学は、高等学校までの教育を基に更に付加価値を高めるため、それぞれの強みをいかし、学びの質的転換を図るとともに、厳格な卒業認定を徹底させることができます。また、教育内容や教育方法等を徹底的に可視化し、進学を希望する若者が大学での学修を理解して主体的に学び進路を考えることができるようにする必要があります。

- 大学は、その多様性を踏まえ、第三次提言で述べた社会的役割等の明確化の取組や建学の精神等を基に、例えば、次のような教育機能の強化を図る。国は、組織的な教育改善を行う大学を積極的に支援する。
 - ・新たな価値を生み出し、世界に発信する力を備えたグローバル人材の養成
 - ・幅広い教養を身に付けた知識基盤社会を担う人材の養成
 - ・我が国の強みや成長につながるイノベーション創出を担う人材の養成
 - ・様々な分野における専門人材の養成
 - ・地域社会の発展を担う人材の養成
 - ・社会人の知識・技能の向上（学び直し）
- 大学は、高等教育機関であるとの自覚の下、教育課程の点検・改善を行い、学生の学びへの意欲を喚起するための教育内容や教育方法の改善に取り組むとともに、厳格な成績評価・卒業認定等を行っていくことで、学生の学修時間を増加させる。国は、こうした改革を進める大学の定員管理について、国立大学法人運営費交付金や私学助成における取扱いが不利になることのないよう検討するとともに、大学の認証評価³において、教育の質の向上を図る取組や学修成果を重視する仕組みを整備するなど、教育の質保証を徹底する。

³ 国公私の全ての大学、短期大学、高等専門学校が、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受ける制度。平成16年度から実施。教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価（7年以内ごとの機関別認証評価）と専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごとの専門分野別認証評価）の2種類の評価がある。

- 大学は、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法（アクティブラーニング）、双方向の授業展開など教育の質的転換を図るとともに、大学教育へ円滑に移行するための初年次教育⁴など、入学者の状況に応じた教育を充実する。また、個々の教育課程やその体系を徹底して公開し、教育内容や教育方法、成績評価基準等を可視化する。学生による授業評価の結果を活用するなど、常に効果的な教育が行われているかを確認する機会を設ける。国は、情報発信に関する共通の枠組み⁵を整備し、大学はそれを積極的に利用して情報発信に努める。
- 幅広い教養を身に付けさせ、また、学習ニーズに応じて柔軟に学ぶことができるようとする観点から、大学は、大学入学後の進路変更が柔軟にできる構造に転換する。このため、大学・学部・学科の枠を越えて履修できる機会の拡大や、大学における募集時の大括り化、転学・転部ができる機会の拡大を図る。
- 第三次提言を踏まえ、大学は、海外の大学との連携、外国語による授業の増加、留学生の派遣・受入れや外国人教員の受入れの拡充等によりグローバル人材の育成を進める。また、産業構造等の変化に対応した理工系人材や技術と経営を俯瞰できる人材などイノベーション創出を担う人材や、地域に貢献する人材を育成するための教育プログラムの実施や産学官の連携等を進める。さらに、大学の国際競争力を高めるため、ダブル・ディグリー⁶やダブル・メジャー⁷等の取組を推進する。
- 今後、日本の大学が世界の大学と伍していくには、大学院教育の重視が必要である。大学は、国内外の多様な分野から優秀な大学院生を獲得し、体系的な大学院教育プログラムを提供し、卓越したグローバル人材や最善解を見出し社会を牽引する高度人材を育成する。その際、各大学の特性や強みを踏まえて大学院教育の充実を図るとともに、産学官の連携により、大学院修了者（特に博士号取得者）のキャリアパスの開拓を積極的に進め、広く社会での活躍を促進する。

3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める。

上記1及び2で述べた高等学校教育、大学教育を実現するため、両者の接点である大学入学者選抜も、それにふさわしいものに再構築することが必要です。その際には、高等学校教育から大学教育に円滑に接続するという観点から、大学教育を受けるため

⁴ 主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラムで、情報処理能力、論文等の学術文章作成技法、意見発表や討論等の技法、学問に対する動機付け等の教育が行われる。

⁵ 現在、国や関係団体において、大学の教育情報の公表のための共通的な仕組み（「大学ポートレート（仮称）」）の構築に向けた検討が行われている。

⁶ 複数の連携する大学間で開設された学修プログラムの修了者に対し、各大学がそれぞれ学位を授与するもの。

⁷ 二つの異なる専攻で体系的な教育プログラムを履修し学位を取得することができる仕組み。

に必要な教養や知識、学ぶ意欲等が高等学校の段階で身に付いているかどうかを正しく把握できる選抜方法とすることが重要です。これから時代に求められる主体性、創造性を備えた多様な人材を育成するためには、高等学校と大学が連携し、若者の能力、意欲等を最大限伸ばしていけるような一貫した取組が欠かせません。若者の力を引き出していく上で重要なこの時期に知識偏重の1点刻みの試験のみによる選抜や、逆に、学習への意欲や努力の減退を招くような学力不問の選抜によって、本来伸びるはずの若者の能力を損ねることがあってはなりません。

また、現在の大学入試センター試験は、難問奇問を排除した良質の問題を提供し、各大学が実施する試験との組み合わせによる大学入学者選抜の個性化・多様化を促進している一方で、1点刻みの合否判定を助長している、試験結果が志願先の選択に直結するため受験生にとって大きな心理的圧迫になっているなどの課題があるとも指摘されています。併せて6教科・29科目という多数の出題科目の準備や約55万人が同時に受験するための運営に係る負担が増大し、限界に達しているとの指摘もあります。

高等学校教育の質の確保や各大学の教育水準の指標としての機能までを大学入試が担っている状況は改める必要があり、これから時代を見据えた改革に大胆に取り組んでいかなければなりません。この観点から、上記1(3)で述べた達成度テスト（基礎レベル）（仮称）により、高等学校教育の基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、これを各大学の判断で推薦入試やAO入試にも活用すること、また、各大学が求める学力水準の達成度については、下記（1）で述べる大学教育を受けるために必要な能力を評価し判定するための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））の活用等により確認した上で、それぞれの大学の創意工夫により、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜に転換することが必要です。加えて、高等学校・大学を通じた一体的な改革を進めていくための高大連携を強力に推進することが求められます。

なお、大学入学者選抜の方法については、高校生に不安を与えることのないよう、十分な周知期間をおいて見直すことに留意する必要があります。また、既卒者、社会人、中途退学者や海外にいる生徒など国内の高等学校に在学していない大学進学希望者が不利にならないように留意することも必要です。

高大接続を巡っては、高等学校から大学への飛び入学制度の改善などの課題もありますが、これについては、今後、学制の在り方について議論する中で引き続き検討してまいります。

（1）大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））の導入

- 国は、大学教育を受けるために必要な能力の判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））を導入し、各大学の判断で利用可能とする。高等学校教育への影響等を考慮しつつ、試験として課す教科・科目を勘案し、複数回挑戦を可能とすることや、外国語、職業分野等の外部検定試験の活用を検討する。

同テストの運営については、大学入試センター等が有するノウハウ、利点をいかしつつ、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）と相互に連携して一体的に行うよう にする。

- 達成度テスト（発展レベル）（仮称）は、その結果をレベルに応じて段階別に示すことや、各大学において多面的な入学者選抜を実施する際の基礎資格として利用することなど、知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫する。将来的には、試験問題データを集積し CBT⁸方式で実施することや、言語運用能力、数理論理力・分析力、問題解決能力等を測る問題の開発も検討する。
- 以上の方針の下、達成度テスト（発展レベル）（仮称）の具体的な実施方法（教科・科目や出題内容等）や実施体制、実施時期、名称、制度面・財政面の整備等について、高等学校における教育活動に配慮しつつ、関係者の意見も踏まえ、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討されることを期待する。

（2）多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換

- 大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシーに基づき、能力・意欲・適性や活動歴を多面的・総合的に評価・判定するものに転換する。大学は、これから時代の潮流や社会の在り方を展望して、養成する人材像を明確化し、教育を再構築する。そして、それを踏まえたアドミッションポリシーを具体化し、オープンキャンパス等の機会を積極的に活用するなどして、大学入学後の教育プログラムとともに示す。
- 各大学が求める学力水準の達成度の判定には、各大学のアドミッションポリシーに基づき、達成度テスト（発展レベル）（仮称）の積極的な活用が図られるよう にする。その際、利用する教科・科目やその重点の置き方を柔軟にするなど弾力的な活用を促す。各大学が個別に行う学力検査については、知識偏重の試験にならないよう積極的に改善を図る。国は、TOEFL 等の語学検定試験やジュニアマイスター顕彰制度、職業分野の資格検定試験等も学力水準の達成度の判定と同等に扱われるよう大学の取組を促す。
- 各大学は、学力水準の達成度の判定を行うとともに、面接（意見発表、集団討論等）、論文、高等学校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動（生徒会活動、部活動、インターンシップ、ボランティア、海外留学、文化・芸術活動やスポーツ活動、大学や地域と連携した活動等）、大学入学後の学修計画案

⁸ “Computer Based Testing” の略称。コンピューターを利用した試験方式。数千～数万題の問題の中から、難易度が同じとなるよう問題を組み合わせて出題することにより、複数回受験しても安定した成績を示すことが可能となる（例 TOEFL、医学部共用試験）。

を評価するなど、アドミッションポリシーに基づき、多様な方法による入学者選抜を実施し、これらの丁寧な選抜による入学者割合の大幅な増加を図る。その際、企業人など学外の人材による面接を加えることなども検討する。

- 推薦入試やAO入試における基礎学力の判定に際しては、高等学校における学習の達成度を評価するものとして、達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の結果の活用も可能とし、国は、各大学の判断による活用を促進する。また、推薦入試やAO入試の選抜及び結果発表について、高等学校教育への影響を考慮した適切な時期に行われるよう促す。
- 大学は、入学者選抜において国際バカロレア資格及びその成績の積極的な活用を図る。国は、そのために必要な支援を行うとともに、各大学の判断による活用を促進する。
- 大学は、社会人、留学生、障害者等の受入れや飛び入学等による多様な学生の受入れが進むよう入学者選抜の工夫を図る。
- 国は、メリハリある財政支援により、以上の取組を行う大学を積極的に支援する。国及び大学は、大学入学者選抜の改革について、その成果を検証し、継続的な改善に取り組む。公務員の採用においては、特に平成14年度以降、人物評価の重視に向けた見直しが図られており、引き続き能力・適性等の多面的・総合的な評価による多様な人材の採用が行われることが期待される。

（3）高等学校教育と大学教育の連携強化

- 国、地方公共団体、大学及び高等学校は、高等学校関係者と大学関係者の間で互いの教育目標や教育内容、方法等についての相互理解を図るために、様々な協議を行うとともに、教員の交流を深めるなど、その機会の拡大を図る。また、外国語教育などにおいて、高等学校より前の段階からの連携の強化にも取り組む。
- 国、地方公共団体、大学及び高等学校は、高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供（大学教員や社会人が高等学校に出向いて行う授業や大学の授業公開、アドバンストプレイスメント⁹の実施等）について、ICT等も活用しつつ推進する¹⁰。大学は、こうした学習成果を大学入学者選抜や大学での単位認定にも反映する。特に、スーパーサイエンスハイスクールやスーパーグローバルハイスクー

⁹ 大学レベルの授業を高等学校で行い、大学進学後に大学の単位として認定する制度。アメリカで実施されている。

¹⁰ いくつかの大学において、正規に提供された講義とその関連情報をインターネットを通じて無償で広く公開する活動（オープンコースウェア）が行われている。

ル¹¹等の高等学校において、高大連携プログラムの導入を大幅に促進する。国は、こうした取組を積極的に支援する。

- 高等学校段階の内容の補習を大学において行う必要性が減少するよう、各大学が入学者に求める学力について高等学校へ情報提供を行うことや、高等学校と大学の協力により大学入学前の準備教育を実施することなど、高大連携を充実させる。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門高校等から大学への進学の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

¹¹ グローバル・リーダーを育成する先進的な高等学校として、第三次提言において創設を提言したもの。

**今後の学制等の在り方について
(第五次提言)**

平成26年7月3日

教育再生実行会議

今後の学制等の在り方について (第五次提言)

はじめに

日本は、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれる危機的な状況にあります。世界は、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の中にあります。こうした中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要があります。教育再生は、一人一人をより良い人生に導く営みであり、社会の持続的な発展と経済再生を支える基盤だと言えます。

日本を支え担う人材は、戦後約70年にわたり、6-3-3-4制の学制の下で育成されてきましたが、子供や社会の状況は大きく変化しています。現在の学制の原型が導入された当時と比べて発達の早期化が見られるほか、自己肯定感の低さ、小1プロブレム¹、中1ギャップ²などの課題が指摘されています。また、グローバル化への対応やイノベーションの創出を活性化する観点から、英語教育の抜本的充実や理数教育の強化、ICT教育の充実が求められています。さらに、産業構造の変化や技術革新が進む中、質の高い職業人の育成も求められます。

こうした課題への対応として、現在の学制の枠内で、地方公共団体や大学等における様々な工夫や取組が行われていますが、少子・高齢化やグローバル化への対応は、日本が直面する大きな課題であり、一人一人の能力の伸長と意欲ある全ての人が社会参画できる環境の構築は、国家戦略として取り組む必要があります。今、まさに日本の存立基盤である人材の質と量を将来にわたって充実・確保していくことができるかどうかの岐路に立っており、現在の学制が、これから日本に見合うものとなっているかを見直すときであると言えます。

教育再生実行会議では、このような観点から、義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りの在り方、職業教育制度などの学制の在り方全般について提言するとともに、これらの改革に関連する教師の在り方や条件整備について提言します。学制の在り方は広範囲にわたる問題であることから、本提言は、直ちに検討を行い速やかに実行する施策のほか、必要な財源の確保などの環境整備を図った上で実行する施策、それらの進捗等を踏まえた上で更に検討を深める施策を含めて示すこととします。政府においては、本提言に盛り込まれた諸施策について、専門的・具体的な検討を行うとともに、国民的な議論を深めながら、丁寧かつ着実に取組を進めることを期待します。

¹ 小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなど学級がうまく機能しない状況。

² 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などの生徒指導上の諸問題につながっていく事態等。

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

義務教育は、一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うものであり、知・徳・体をバランス良く育てる全人教育が必要です。機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹を国の責務として保障しつつ、義務教育を抜本的に充実するため、その年限³や無償教育の期間について考える必要があります。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

高等学校段階の教育においては、第四次提言で述べたように、義務教育の基礎の上に、変化の激しい現代社会において主体的な自己を確立し自ら学び行動していくための幅広い教養と一定の専門的な知識、職業観等を身に付け、社会の発展に寄与する志や責任感を養うことが求められます。生徒の能力や適性は多様であり、生徒の学習ニーズに対応した教育を受けられるよう多様化や特色化を図ることが重要です。また、この時期は、社会人になるための助走期間であり、意欲ある全ての子供に挑戦の機会が与えられるよう、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障する必要があります。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

- 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、待遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。
- 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期にお

³ 平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

ける特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

- 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行なうインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。また、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学について、その設置を促進する。

(高等学校教育、修学支援の充実)

- 高等学校教育において、生涯にわたって学ぶ基礎となる力を育成するとともに、生徒の多様な状況や学習ニーズに対応した教育が積極的に行われ、様々な進路に挑戦できるよう、地方公共団体及び学校は、その実態に合わせて教育課程を工夫したり、民間の外部検定試験等の活用を図ったりするなど、高等学校教育の特色化を進め、国は適切な支援を行う。
- 国及び地方公共団体は、特に低所得者層を対象として高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程等の修学のための支援策を一層推進し、家庭の経済状況にかかわらず、意欲ある全ての子供に高等学校段階の教育機会を保障する。
- 高等学校等を卒業した後も、意欲と能力のある者が、経済的な困難があっても高等教育への修学を断念することなく、学び挑戦していくことができるよう、国及び大学は、授業料減免や所得連動返還型奨学金などの支援策を一層推進する。専修学校についても修学支援が図られるよう取り組む。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

学校段階間の区切りは、一定の年齢層の子供を同一の方式で教育するという意味がありますが、いじめや不登校が中学校第1学年で急増するなど教育上の様々な課題との関係が指摘されています。一方、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、

学力向上や中1ギャップの緩和などの効果も報告されています。また、現在の学制の原型が導入された当時に比べ、子供の身体的成長や性的成熟が約2年早期化しているほか、小学校への英語教育の導入をはじめとして学習内容の高度化が進んでいます。こうしたことから、学校段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育の推進が求められます。また、区切りを一律に変更することについては、これらの取組の進捗状況、その成果や課題等を踏まえた上で、更なる検討を行うことが必要と考えます。

- 学校段階間の移行を円滑にする観点から、幼稚園等と小学校、小学校と中学校などの学校間の連携が一層推進されるよう、国は、教育内容等を見直すとともに、地方公共団体及び学校は、教員交流や相互乗り入れ授業等を推進する。特に、今後、拡充が予定されている英語のほか、理科等の指導の充実のため、小学校における専科指導の推進を図る。また、コミュニティ・スクールの導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する。
- 国は、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を4-3-2や5-4のように弹力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようとする。小中一貫教育学校（仮称）の設置を促進するため、国、地方公共団体は、教職員配置、施設整備についての条件整備や、私立学校に対する支援を行う。
- 国は、上記で述べた学校間の連携や一貫教育の成果と課題について、きめ細かく把握・検証するなど、地方公共団体や私立学校における先導的な取組の進捗を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方について、引き続き検討を行う。
- 学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

（3）実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

職業教育は、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造の変化や技術革新等に対応して一層充実を図ることが必要です。特に、高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本と

し、企業等と連携した実践的な職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするものであり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあります。必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。こうした課題を踏まえ、大学、高等専門学校、専門学校⁴、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。

また、学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要です。

（職業教育の充実、強化）

- 高等学校段階における職業教育の充実のため、国及び地方公共団体は、卓越した職業教育を行う高等学校（専門高校）への支援を充実し、更なるレベルアップを図る。学習や学校生活に課題を抱える生徒に対しても、社会に貢献し責任を果たしながら自己実現を図る社会人となることができるよう、学力向上や就職支援のための指導員の配置充実等を図る。また、地方公共団体と学校、関係機関が連携し、中途退学者も含め、新たな挑戦に臨む進路変更希望者に対する転学、再修学や就職のための相談・支援を行う体制を構築する。
- 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成⁵を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。
- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようになり、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する。

⁴ 専門学校においては、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、職業実践専門課程の文部科学大臣認定制度が平成26年度から実施されている。同年度において472校1,373学科が認定を受けている。（平成25年度における専門学校的学校数・学科数は、2,811校8,128学科）

⁵ 平成25年度において、高等専門学校の学科（247学科）のうち、工業系96.8%（239学科）、商船2.0%（5学科）、その他1.2%（経営情報、コミュニケーション情報、国際ビジネスの各1学科）となっている。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

- 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。
- 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。
- 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。
- 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

上記1で述べた改革を実現に導くには、子供一人一人の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教師の存在が不可欠であり、その資質・能力の向上や配置の充実を一体のものとして行わなければなりません。教師が自らの人間性や専門性を発揮して子供を教え導くことができるよう、学制改革の機会を捉え、免許、養成、採用、研修、配置、処遇などの制度全般の在り方を考える必要があります。

学制改革に伴い、学校間の連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教師が学校種を越えて教科等の専門性に応じた指導ができるよう教員免許制度を改革するとともに、専科指導等のための教職員の配置や専門性を持つ人材の活用を図ることが必要です。

また、教師には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな

指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教師を確保するとともに、教師が社会から尊敬され、その力が十分に發揮されるよう、教師の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

(学制改革に応じた教師の免許、配置等の在り方)

- 国は、教師が教科等の専門性に応じ、小学校と中学校、中学校と高等学校などの複数の学校種において指導可能な教科ごとの免許状の創設⁶や、複数学校種の免許状の取得を促進するための要件の見直しなど教員免許制度の改革を行う。地方公共団体は、複数学校種の免許状保有者の採用や、現職の教師による他校種免許状の取得の促進を図る。
- 国及び地方公共団体は、小学校と中学校の連携推進や、各学校における教科の専門性に応じた教育の充実のため、小学校における専科指導のための教職員配置を充実する。また、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用や、学校支援ボランティアの推進等により、学校の教育活動において、社会経験や専門的知識・技能の豊かな社会人、外国人指導者、文化・芸術・スポーツの指導者など多様な人材の積極的な登用を図る。
- 学力の定着等に課題を抱える児童生徒や、発達障害児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒に対して、きめ細かい指導や社会的自立に向けた支援を行うことができるよう、国及び地方公共団体は、教師の専門的指導力の向上とともに、教職員配置や専門スタッフの充実を図る。教師が特別支援教育に関する知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援学校の教師は必須化も視野に入れ、特別支援学校免許状の取得を促進する。

(質の高い教師を確保するための養成、採用、研修等の在り方)

- 実践的な力を備えた教師を養成し採用することができるよう、国は、大学において、インターンシップやボランティア活動など学生に学校現場を経験させる取組を推進するとともに、採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組み（教師インターン制度（仮称））の導入を検討する。こうした仕組みの導入に際しては、教育実習の内容や期間、地方公共団体や学校による採用選考の時期や期間、初任者研修の内容や研修期間中の教職員定数の在り方等も含め、総合的な検討を行う。
- 大学は、質の高い教師を養成するため、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化など、教員養成を担う学部や教職大学院の質的充実

⁶ 現行の教員免許制度においては、学校種ごとに免許状が設けられており、原則として、一の免許状では、複数の学校種において指導ができない。

を図る。地方公共団体と教職大学院などの大学が連携して、管理職を養成する研修も含め、教師の研修を充実し、自ら学び続ける強い意志、リーダーシップや創造性などの資質向上を図る。国は、優秀教師の待遇の改善等と併せ、こうした取組を積極的に支援する。

- 国及び地方公共団体は、課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。また、教師の勤務時間や授業以外の活動時間が世界的に見て格段に長い⁷ことを踏まえ、教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から、学校経営を支える管理・事務体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの多様な専門職の配置や活用が進むよう、制度面・財政面の整備を行う。
- 国及び地方公共団体は、教師に対する社会からの信頼感や尊敬の念が醸成され、優秀な人材を教育現場に引き付けるため、いわゆる人材確保法の初心に立ち返り教師の待遇を確保する。真に頑張っている教師に報いることができるよう、優れた教師に対する顕彰を行い、人事評価の結果を待遇等に反映するとともに、諸手当等の在り方を見直し、メリハリのある給与体系とするなどの改善を図る。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える。

上記1及び2で述べた、義務教育、無償教育の期間の見直し、幼児教育の充実、小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携や一貫教育の推進、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化など、新しい時代にふさわしい学制を構築し、将来を見据えた改革を断行していくためには、財源措置を含む条件整備が必要であり、社会全体で教育への投資を重視する意識改革を一体的に行うことが重要です。

日本の現状は、高齢者世代に比べて、子供・若者世代への公的な支出が圧倒的に少ない状態です。特に、私学の多い就学前教育と高等教育段階における公財政負担や、一人一人の状況に応じた修学支援等が十分でなく、これらの充実が求められます。

教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育投資は、個人の能力の向上、自己実現、所得の増加、出生率の向上、経済成長、税収増加などの効果をもたらします。特に、子育てや教育にお金がかかりすぎることが、子供を産み育てたい人の希望を阻害する最大の要因となっており、教育費負担の軽減は、少子化対策の鍵であると言えま

⁷ OECDによる国際教員指導環境調査（TALIS2013）によれば、中学校段階の教師の1週間あたりの勤務時間について、日本は53.9時間であり、調査参加国（34か国・地域）中最長（参加国平均は38.3時間）。授業時間は参加国平均（19.3時間）と同程度（17.7時間）だが、特に、スポーツ・文化などの課外活動（日本：7.7時間、参加国平均：2.1時間）や事務業務時間（日本：5.5時間、参加国平均：2.9時間）が長い。

す。また、意欲ある全ての子供・若者、社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現することは、貧困の連鎖を断ち、一人一人の豊かな人生の実現に寄与するものです。さらには、個人の能力の向上は、社会全体の生産性の向上をもたらし、将来にわたって成長し続ける社会の実現につながります。逆に、人材の質と量を充実・確保するための教育投資を怠れば、我が国は、今後、少子・高齢化の急速な進展等により、労働力人口の急激な減少や、それに伴う経済成長の鈍化、社会保障制度の維持の困難化など危機的な状況に陥る恐れがあります。

こうしたことから、家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人に質の高い教育機会を確保していくことが不可欠であり、世代を超えて総がかりで教育を支える社会の実現を目指すべきです。特に、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、子供・若者の未来のため、安定的な財源を確保しつつ、「未来への投資」と位置付けて重視することが必要です。

教育財源の確保に当たっては、少子化に伴って遞減する費用や教育的観点からの学校統廃合等によって生じた財源を教育の質の向上に活用すべきです。また、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ、とりわけ教育費負担の軽減のために大胆に移していくことや民間資金の活用等も重要です。政府においては、教育投資の一層の重視や教育財源の確保の方策について、その意義・効果を踏まえて更に国民的な議論を深め、実行していくことを期待します。

- 家庭の経済状況や発達の状況等にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができ、一人一人の能力や可能性を最大限伸ばし、将来にわたって成長し続ける社会の実現を目指し、国は、子供・若者の未来のため、幼児教育の段階的な無償化をはじめ、教育の質の向上や教育費負担の軽減などの教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視する。教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 国は、在学中にかかる費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金の充実、税制上のインセンティブを通じた寄附の促進等による民間資金の活用や世代間資産移転の促進等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組について、国民的な理解を得つつ推進する。
- 教育投資は、少子化対策の観点からも極めて重要であることを踏まえ、国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、教育投資の重要性についてアピールするなど、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

「学び続ける」社会、全員参加型社会、
地方創生を実現する教育の在り方について
(第六次提言)

平成27年3月4日

教育再生実行会議

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を 実現する教育の在り方について (第六次提言)

はじめに

《100年先を見据えた新たな教育の在り方～教育再生実行会議第2段階の検討課題～》

教育再生実行会議では、平成25年1月の発足以降、これまで五次にわたり、提言を行ってきました。これらは、我が国が直面する教育課題について早急に対処、解決すべきことを主題として提言したものであり、いじめ防止対策推進法の制定、教育委員会制度改革、大学ガバナンス改革のための関係法律の改正など、着実に実行に移されてきています。

しかし、その一方で、急速な経済社会の構造変化を背景に、近代工業化社会を支えてきたこれまでの教育が、21世紀、22世紀に求められる人材育成に適合するのかどうか、どのような改革が必要であるのか、本質的な議論が求められています。これまでの成功体験は、今後の新たな時代状況においては、改革への足かせになりかねないからです。

そこで、教育再生実行会議では、これから時代に求められるリーダーシップや創造力を備え、主体的に課題を発見・解決し、国内外で活躍できる意欲ある人材をいかに育成するか、明治以来の教育から転換するための根本まで遡った議論を行うとともに、第五次提言でも述べた教育投資の在り方や教育財源の確保について、更なる議論の深掘りを行うため、昨年9月、3つの分科会を立ち上げました。

第1分科会では、これから時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新、第2分科会では、生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方、第3分科会では、教育立国実現のための教育財源など教育行政財政の在り方について検討を行うこととし、教育再生実行会議の委員が各分科会へ分属するとともに、それぞれに新たに分科会委員が加わり、議論を重ねてきました。

今般、このうち、第2分科会において検討されてきた課題について、教育再生実行会議における議論も経て、第六次提言として取りまとめました。

教育再生は道半ばです。教育再生実行会議では、引き続き、これまでの提言内容が教育現場に浸透し、現実の教育活動に反映されているか、その進捗状況をフォローアップしていくとともに、残された検討課題についても議論を続け、100年先を見据えた抜本的な改革について提言していきます。

《社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会へ ～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育～》

英国の研究者¹の予測によれば、今後10~20年程度で、米国の47%の仕事が自動化される可能性が高いとされています。また、米国の研究者²は、2011年に米国的小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くと予測しています。この問題提起は、日本でも無縁ではありません。また、現在存在している職業が将来自動化されたり、なくなったりしたときに、それに代わる新たな職業が創り出されるのか、という点については、より詳細な検討が必要であると考えます。経済社会の変化や科学技術イノベーションの進展等により、新たな職業が創り出される可能性もありますが、近い将来には、人工知能の飛躍的な発展により頭脳労働までもがコンピュータにより代替される可能性があり、同じ労働人口に値する新たな職業が創り出されると楽観的に考えることはできません。

こうしたことを踏まえると、これから教育の在り方について、二つの側面から考えることが必要です。

一つは、急速な経済社会の変化に応じて、職業の在り方が様変わりしている中で、生涯を通して社会で活躍していくためには、学校卒業までに身に付けた能力だけでは不十分であり、社会に出た後も、学び続けることにより、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが不斷に求められるということです。

もう一つは、働き方の多様化により、フルタイム労働以外の柔軟な雇用形態が増え、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の進展もあいまって、労働時間の短縮も見込まれる中で、これからは、一人一人が仕事以外の時間をいかに創造的、生産的に過ごすかということが、それぞれの幸せや生きがいにとって重要性を増してくるということです。そうした時間をいかし、更にチャンス・可能性を拡大できるようにすることが重要であり、そのための学びの機会を、いかに社会全体で提供できるかが大きな意味を持ってきます。

このように考えると、今後、社会に出た後も、誰もが学び続けることができ、その成果を社会でいかし、何歳になっても夢と志のために挑戦することや、一人一人が自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会を実現することが極めて重要となります。これまでのような「教育→労働→（育児→家庭）→老後」といった人生を前提とした教育の在り方は根本的に改める必要があります。

また、これから持続的な成長は、現役世代の男性中心の労働だけで支え得るものではなく、年齢や性別、障害の有無、不登校や中退経験の有無、生まれた家庭の経済状況などの環境、さらには都市と地方の違い等を超えて、多様な経歴を持った人々が社会の担い手として能力を発揮できる全員参加型社会の実現によって可能となるものです。

このような考え方の下、国家戦略として、「社会に出た後も、多様な全ての人が、都市

¹ カール・ベネディクト・フレイ氏（オックスフォード大学リサーチフェロー）及びマイケル・A・オズボーン氏（同大学准教授）

² キャシー・N・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）

でも地方でも、学び、輝き続ける社会」を実現するため、我が国の教育が目指すべき方向性や理念、取り組むべき方策について、以下のとおり、提言します。

今回の提言は、教育の在り方にとどまらず、我が国社会の在り方にも関わるものであり、また、このような社会の実現は、急激に変化する世界の中で、各国共通の課題でもあります。我が国が「課題解決先進国」として世界にモデルを提示していく上でも、本提言の実現に挑む意義は高く、政府、関係者の真剣な取組を期待します。

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

◎生涯で何度も、学び中心の期間を持つ人生サイクルを

高等学校・大学等の卒業までに学んだことで生涯通用する時代は既に過去のものとなつた今、教育の在り方について、根本的な認識と仕組みの転換を迫られています。

これからは、一たび、就職した人や、家庭にいる人も、生涯で何度も、教育の場に戻って学び中心の期間を持ち、生きがいのための学びを追求することはもとより、知的・人的ネットワークを作り、学びの成果を社会に還元し、再び、新たなステージで活躍するという人生サイクルを実現していくことが不可欠になると考えられます。

◎大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ

現在の教育システムは、基本的には、社会に出たときに必要とされる知識や技術を学校で修得させるもので、これまで有効に機能し、我が国社会の発展を支えてきました。しかし、必要な知識や技術が絶えず変化する、これからの時代には、学校においては、学び続ける意欲や態度はもとより、主体的に知識・技能を修得する方法やそれを活用する方法を身に付けることが重要であり、一人一人が、これを基盤として、その後、社会に出て直面する様々な課題に対応し、学びや考えを深めていくようにすることが必要です。

その上で、大学、高等専門学校、専修学校等は、これまでの若者中心の学びの場から、全世代のための学びの場への転換が求められます。また、人生を豊かにする学びに加え、「実学」を重視した教育を提供することや、社会人の働き方が多様化していることに対応し、柔軟に教育を提供していくことも必要です。例えば、職業や育児等と両立しやすい弾力的な履修形態で、社会人のニーズに合ったプログラムを提供するなど多様な学び手のニーズに対応した教育機関になっていくことが必要です。

◎社会全体で学びを支援

教育と労働、出産・育児等の間の相互の行き来や両立をより円滑に行える社会に転換していくため、教育行政と労働、福祉行政の連携を強化し、誰もが学び続けやすい環境を整えるとともに、学んだ成果が社会での活躍につながるような切れ目のない支援が不可欠です。このため、行政の縦割りを廃した実効的な体制の構築が必要です。また、産業構造の変化を受け、企業戦略の転換が進む中、円滑な人材移動を実現する観点からも、企業等の理解と支援も不可欠です。

こうした社会総がかりの取組を通じ、「大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数について、5年間で倍増（12万人→24万人）」という第三次提言で掲げた目標を達成するとともに、将来にわたって更に「学び続ける」人が増えていくことが期待されます。

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。
- 大学、専修学校等は、民間企業などの多様な主体の参画の下で社会人教育プログラムを開発・提供する取組を推進する。その際、民間企業・団体や地方公共団体等と連携することにより、就業、起業、地域活動への従事などその後の実社会での活動に結びつくような支援を併せて行う取組も進める。また、国、地方公共団体は、地域や産業界のニーズを踏まえて、専修学校などの教育訓練機関を活用した公的職業訓練を一層推進する。
- 国は、アスリートの引退後のキャリア形成について企業等とのマッチングや職業能力育成のための研修などの取組への支援を行う。また、現役中から将来を見据えた必要な教育や職業訓練を受ける「デュアルキャリア」の意識をアスリートや指導者が持つよう啓発する取組を支援する。あわせて、これらの支援を一元的に実施できるよう、スポーツ団体、大学、企業、スポーツクラブなどの関係者が一体となってアスリートのキャリア形成を支援する体制（コンソーシアム）を構築する。

(学びやすい環境の整備)

- 大学等は、時間的に制約のある社会人がパートタイムで学んだり、在学期間を弾力的にして学んだりすることが可能となるよう、履修証明制度³や科目等履修生制度を活用するなど、仕事等と両立しつつ必要な単位を取得しやすい教育プログラムの提供を進める。また、大学等が提供する履修証明プログラムを受講しやすくなるよう、国は、履修証明制度を柔軟に運用する大学等の取組を推進する。具体的には、大学等が学修の節目で一定の評価を与えたり、インターネットによる学修を取り入れたりするなど柔軟なプログラムを提供する取組を推進する。
- 社会人が、24時間いつでも学び、キャリアアップを図ることができるよう、大学等は、e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進する。特に、放送大学において、資格関連科目の増設や、オンライン授業科目の開設、スマートフォン等での視聴への対応等を行う。また、単位互換制度の活用を通じた他の大学等への

³ 大学等において、主に社会人向けに、120時間以上の体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムを編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付する制度。平成19年度から実施されており、平成24年度において72大学が136プログラムを提供している。

多様な科目の提供を進めるとともに、更なる学習者への支援策について検討を行う。

- 国は、大学、専修学校等で、社会人が産業界のニーズに対応した実践的・専門的な学びを行う際の受講料等の経済的支援を充実する。このため、日本学生支援機構の無利子奨学金について、以前に貸与を受けたことがある社会人等の再貸与を可能とすることや、教育訓練給付金制度について、専門学校の職業実践専門課程⁴や専門職大学院を対象とすることなどの措置が講じられており、これらの活用を推進する。また、社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援の充実を図る。
- 国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ＩＣＴを活用し、学習履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

(教育行政と労働、福祉行政の連携強化)

- 産業構造、就業構造の変化に伴い、社会人が学び続けやすい環境の整備や、社会経済の変化を踏まえた教育内容、方法の改善充実、若者・女性・高齢者の就業支援等について、文部科学省と厚生労働省が中長期的視野で検討する場を設けるなど、教育行政と労働、福祉行政の一層の連携強化を図る。
- その中で、事業主の協力も得て、社会人が、新たな知識・技能を身に付けるために、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などの条件整備についても検討し、何歳になっても自らを磨き、新たな挑戦をすることが真に可能となるための実効的な取組を進める。

⁴ 専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する課程。平成26年度から実施されており、673校、2,042学科（平成27年2月17日現在）が認定を受けている。（参考：平成26年度における専門学校の学校数・学科数は、2,814校、8,166学科）

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

◎多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会へ

我が国社会は、明治以来、欧米に効率的に追いつくことを追求し、発展してきましたが、そのためには、同質性、均一性の高いことが好都合でした。しかし、変化の激しい、これからの中時代においては、他と同じであることを重んじる、画一・均一的な社会に活力ある未来はなく、我が国社会は、多様性（ダイバーシティ）を認め合う、全員参加型の社会へと変革していかなければなりません。

多様性を認め合うことは、一人一人のモチベーションの向上や自己実現を可能とするとともに、経済活動のグローバル化、製品やサービスのライフサイクルの短期化が進む中で、多様化するニーズへの対応が求められる企業などの組織や社会にとっても、発想の柔軟性やイノベーション力の向上をもたらします。

教育の在り方についても、多様な経験をもつ人々が、それぞれの能力、可能性を最大限伸長し、活躍する全員参加型社会を実現するものへと根本的に転換することが必要です。

◎これまでの考え方とらわれない意識や仕組みの転換を

全員参加型社会を実現するためには、我が国社会で長く当然と考えられてきた意識や仕組みの転換が求められます。

現役世代の男性中心の経済社会から脱皮し、生涯現役で活躍することができ、また、女性が輝く社会を実現していく必要があります。そのためには、「高齢者」の捉え方の見直しや、男性も女性も仕事と生活の調和を重視した働き方や人生設計の見直しが必要です。その際には、生涯にわたって、仕事と生活、学びの調和（ワーク・ライフ・スタディ・バランス）を図る視点も重要です。

また、障害者、不登校や中退の経験者等のための多様な学びの場や才能を見いだす機会をつくることや、失敗を経験しても何度も再チャレンジ可能な社会を実現していくことが求められます。そのためには、不登校や障害の捉え方を見直し、全ての子供が、様々な才能を秘めているという意識を共有し、潜在的な能力を引き出すための教育の充実が必要です。

さらに、貧困家庭の子供に対する支援も必要です。我が国は、貧困家庭に生まれた子供が、本人の努力だけで夢と志に挑戦することが困難な格差社会になっているとの認識を持つ必要があります。全ての子供に対し、機会の平等を保障することは、活力ある全員参加型社会の基盤であり、その核になるのは教育です。

こうした社会全体の認識の転換とともに、個々人が自らの目標や次世代の育成のためになすべきことを自覚し、主体的に努力することが重要です。そして、夢と志に挑戦する人の自立に向けての努力を社会全体で支援していくことが必要です。

(女性の活躍支援等)

- 大学、専修学校、社会教育施設等は、女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進する。国は、そのようなカリキュラム開発を積極的に支援、促進する。また、子育てや介護に従事中の人人が安心して学び続けられるよう、放送大学等による、キャリア支援のためのカリキュラムを充実したり、子育て中の人のため、大学による子供の保育環境の整備を推進したりする。
- 大学は、出産・育児、仕事、介護等のために一旦学業を中断した人も、引き続き、学業を継続できるよう休学期間や在学期間の弾力的な運用を推進する。
- 大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界との連携や、各種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参画につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設等とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果をいかした地域活動までの切れ目のない支援を行う。

(高齢者等の活躍支援)

- 地方公共団体、社会教育施設、大学等は互いに連携し、高齢者の知識、経験を地域社会にいかすため、シニア層向けのプログラムの提供を推進する。また、地域活動と連動した学習の仕組みづくりなどにより、人材のマッチングも含め、積極的な社会参画を促す仕組みを構築する。例えば、地域活動を行うためのNPOなどの組織をつくる際、「肩書き」や「役職」を付与して、対外的な活動を行うなど、高齢者が参加しやすい工夫を行うことが効果的である。
- 企業のミドル・シニア社員等が、退職後の地域での活躍のきっかけをつくるとともに、地域活動の活性化を図るために、国がイニシアティブをとって、地方公共団体、企業、NPO等との協働により、これらの人材が現役中から、地域における教育、文化、スポーツなどの活動に参画できる仕組みづくりを推進する。
- ベテラン教師の大量退職が進む中、その優れた指導技術、知識、経験を学校現場で若手教師に継承するとともに、実験・実習や体験活動など多様な教育活動を充実し、学校の教育力の維持・向上を図るため、国、地方公共団体は、学校における退職教師の積極的な活用を推進する。

(障害のある児童生徒に対する支援等)

- 国、地方公共団体は、多様性を認め合う社会の担い手育成の観点からも、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な

教育を受けることができる環境を整備し、教員の配置や特別支援教育支援員等の充実、交流や共同学習の充実などの取組を推進するとともに、全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えることを目指し、専門性・指導力の更なる向上を図る。

- 国、地方公共団体は、高等学校段階における特別支援教育の充実を図るために、発達障害等に関する教職員等の対応力向上のための研修、自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実などの支援体制の整備等を一層推進する。
- 国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックが、多様性を認め合う全員参加型社会への転換の契機となるよう、パラリンピアンを「違い・個性」をいかしたロールモデルとして、その活躍の場を、教育の場をはじめ様々な分野において創出する。

(不登校、中退、ニート等の若者への支援)

- 国は、不登校や中退、若者のニート化を防止するとともに、こうした経験のある人の再チャレンジを支援するための総合的な政策パッケージを策定し、推進する。
- 具体的には、フリースクール等における多様な学びへの対応を含めた小学校から高等学校までを通じた抜本的な不登校等に係る対策を講じるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学力向上や進路支援を行う地域人材等の配置充実を図る。また、ハローワークや地域若者サポートステーション⁵等と連携した就職支援、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、高等学校中退者に対する高等学校等就学支援金相当額の支給による学び直しのための経済的支援策等を一層充実強化する。

(貧困家庭への支援)

- 国、地方公共団体は、低所得世帯やひとり親家庭等の子供の教育の機会を確保し、貧困の連鎖を断ち切るため、夜間補充教室など地域の協力による放課後や土曜日等の学習支援の取組を支援、促進する。また、幼児教育無償化の段階的推進、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金、大学等での無利子奨学金の拡充、所得連動返還型奨学金制度の導入、給付型奨学金の検討を含む奨学金の充実など、子供の成長段階に応じた教育費に係る経済的支援の更なる充実を図る。
- 国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習

⁵ ニートの若者等の職業的自立を支援するため、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験等を実施している。平成26年度において全国160箇所に設置されている。

機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

- 国、地方公共団体は、こうした取組を、教育、福祉、労働行政が連携したワンストップサービス体制の構築を図りながら推進する。その際、支援を必要とする家庭にきめ細かに情報提供したり、参加を働きかけたりするスクールソーシャルワーカーなどの役割も重要である。

(外国人の子供の教育)

- 外国人の子供の適切な教育環境を確保することが課題となっており、国、地方公共団体は、学校における円滑な受入れや、一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導のための体制整備、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム編成・実施など学校生活への適応を図る取組を進める。その際、日本の文化を体験したり、母国の文化に触れたりして国際理解を深めることも重要である。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

◎「教育」の力で地域を動かす

現在、我が国では、地方の人口減少と地域経済縮小という課題を抱えています。この二つが悪循環に陥り、地方の弱体化が進めば、我が国全体が衰退し、成長力を損ねることになります。国、地方公共団体、民間の総力を結集して、これらの課題を克服し、地方創生を成し遂げる必要がありますが、その成否は人材にかかっています。まさに、「教育」の力は大きく、地域を動かすエンジンの役割を担うと言えます。

◎地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む

小中学校等の教育機関は、地域の将来を担う子供を育てるため、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人として必要な倫理観を育む教育を推進することが必要です。こうした教育を実践し、子供たちの志を育むことができる教師の育成も不可欠です。地方の豊かな環境と結びついた魅力ある学校教育の展開は、人口流出を防ぐだけでなく、良質な教育環境を求める都市部からの人口流入も喚起し得ます。また、文化、スポーツによる地域活性化策との連携を図り、地域の人々の生きがいや誇りを育むことも重要です。

また、少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

こうした取組に当たって、教育委員会制度改革によって新たに設けられる総合教育会議の役割が重要であり、地方公共団体を挙げての教育による地方創生の取組が求められます。

◎地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

大学、専修学校等は、その知的資源や人的資源を活用し、地域と連携し、そのニーズにこたえる教育研究、人材育成を展開することや、学生や教職員が居住し学園都市が形成されること等を通じて、地域経済の活性化や地域課題の解決など地方創生に大きな効果をもたらします。

地方では、特に、大学進学時や就職時に、都市部への人口流出が生じていますが、学生が地元に残り、地域の担い手が確保されるようにする上で、大学等が、地域産業を担う専門職業人育成をはじめ、魅力ある教育を提供したり、雇用やイノベーションの創出に貢献したりすることに対するニーズがかつてなく高まっています。特に、地

方では産業集積が進んでいる都市部と異なり、中小零細企業が多く、自社で研究員や研究費を持ち、技術的な研究を進めることのできる大手企業が少ないという現状があり、こうした状況においては、新しい技術を生み出すために、大学が、その有する知的資源等を活用し、研究開発力を発揮するなど、大学等の知の集積が地域の産業振興にとって極めて重要です。

大学等による地域連携は地方創生の鍵であり、地域の拠点となる大学等の一層の機能強化が図られ、地方における自県大学進学者の割合や、新規学卒者の県内就職の割合が高まることが期待されます。

(地域を担う人材の育成)

- 学校は、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、志の高い人材を育成する観点から、郷土の先人、歴史、文化等を取り上げた様々な教材の活用や、地域を担う人材育成につながるキャリア教育等を含め、地域の人々の協力を得て、地域に誇りを持つ教育や地域貢献の意識を涵養する教育を充実する。国は、各地域における優れた取組の普及を図り、地方公共団体は、地域に根ざした教材の開発等に努め、学校の取組を支援する。
- 国、地方公共団体は、子供たちが、一定期間、地方での集団生活や自然体験などの豊かな体験活動を行えるよう、長期滞在型を含めた農山漁村体験活動を積極的に支援する。こうした取組により、課題に粘り強く取り組む力、集団をまとめるリーダーシップ、仲間と連帯する力の涵養等を図るとともに、地方の良さに触れ、地方移住の推進や交流人口の拡大にも資するものとする。
- 地方創生のためには、地域と協働した新しい人材育成が求められている。このため、大学等は、地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進する。また、高等専門学校、専修学校、専門高校等は、地域のニーズに応じた学科構成の見直し、大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究の実施等により、地域産業を担う専門的職業人材の育成を推進する。さらに、専門高校等において、育成した人材が地元企業等から適切に評価され、地域での認識が高まるよう、資格や公的な職業能力の検定等も活用し、卒業生の職業能力を明らかにする取組を進める。

国は、これらの取組を支援、促進するとともに、第五次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

- 国、地方公共団体、大学等は、官と民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム等）の推進等により、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローカル人材）の育成を図るとともに、国内外の学生が交流す

る機会の創出やそのための宿舎・交流スペース等の整備、就職支援等を通じて、外国人留学生の受入れも拡大し、地域における留学生交流を促進する。また、国、地方公共団体は、こうした取組を行う大学への支援を行う。

(学生等の地方への定着等)

- 国、地方公共団体は、地域の活性化を実践的に担うために重要な人材の確保の観点から、地方にある大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方の企業への就職を行う者を対象に、奨学金の優先枠（地方創生枠（仮称））を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じ、学生の地元定着へのインセンティブを高める取組を進める。

また、ICTを活用して地方と都市部の学生、大学等が交流する取組等を促進するとともに、都市部にある大学等と地方にある大学、地方公共団体等とが連携・交流を行うこと、ギャッփイヤー等を活用し、学生のインターンシップを地方の企業等で行うことなど、都市部の学生が地方の魅力を実体験できる取組への支援策を講じる。

さらに、大学教員が意欲的に教育研究に取り組めるよう、地方にある大学の教育研究環境の充実を図るために必要な財政基盤の確保を目指す。

- 大学進学時には、地方から都市部への大きな人口流出が生じているが、その背景には、都市部の大学等において定員を上回る学生を受け入れている実態があり、教育環境を改善する観点からも、この状況を是正する必要がある。このため、国は、入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討し、成案を得る。

(教育機関を核とした地域活性化)

- 国は、コミュニティ・スクール⁶の取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を開拓するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

⁶ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

- 地方において、限界集落に陥る最大の要因の一つが、学校の消滅である。国、地方公共団体は、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、各市町村の実情に応じて、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細かに支援する。
具体的には、例えば、学校統合を検討する場合には、通学手段の確保など統合に付随する課題の解消への取組を支援する。小規模校の存続を選択する場合には、ＩＣＴの活用等により小規模のデメリットを最小化する取組等を支援する。さらには、休校した学校についても児童生徒が増加した場合には、その再開に向けた取組を支援する。
- 少子・高齢化が進む過疎地域等では、地域コミュニティの拠点としての学校の場を活用して、子供への教育のほか、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられる。こうしたことを踏まえ、国は、地域の実情に応じ、学校の場が有効に活用され、各種機能の複合化・集積化が図られるよう、その仕組みの在り方について検討し、取組を進める。
- 国は、地域のニーズに応える人材の育成や地元産業の振興、地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援を引き続き充実強化する。また、多様な地域振興の担い手をコーディネートする大学の取組も支援する。さらに、国は、雇用創出、若者定着のため、具体的な目標を設定して大学と連携した取組を行う地方公共団体に対し支援を行う。地方における産業振興のためには、的確なビジネスプランをつくり、付加価値が高い商品開発を行い、全国的に販路を開拓するなどの事業展開を、产学研官民が一体となって推進していくことが重要であり、こうした取組において、大学はその知見を生かし重要な役割を果たすことが求められる。
- 国公私立の大学は、地方においてそれぞれの強み・特色をいかして機能強化を図り、若者を地方につなぎとめ、かつ、呼び込むために魅力向上に取り組むことが求められている。このため、国は、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間の評価に地域連携の視点を取り入れるなど、大学の地域連携に対する評価と資源配分が連動するようにしていく。また、地方における大学機能の集積や大学間連携などの経営改革や、地方の「職」を支える人材育成などの教育研究改革を通じて地域の発展に寄与する私立大学の取組を支援する。国、地方公共団体は、学生が地方に定着する環境づくり等に貢献する公立大学の取組に対する支援を行う。

- 国は、「日本版CCRC（Continuing Care Retirement Community）⁷」の導入に向けて、有識者や関係省庁が参画して検討を行う際、高齢者が大学の近隣等に居住し、必要に応じ、医療・生活支援サービスを受けながら、大学での生涯学習や学生への指導等に参加できるコミュニティ（日本版大学連携型CCRC）を形成することについて検討し、モデル事業等を通じて全国展開する。

（地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化）

- 国、地方公共団体は、地域住民が主体となって、地域コミュニティの活性化・再生を図る観点から、公民館、図書館などの社会教育施設を拠点に、NPO等と連携しつつ、分野横断型の、地域課題解決につながる活動を推進する。また、こうした活動を行うために、様々な地域資源を活用し、活動をコーディネートする人材の育成を国として支援、促進する。

- 国、地方公共団体は、三世代同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。

- 国、地方公共団体は、スポーツによる元気で活力あるまちづくりの観点から、地元の企業等と連携した地域スポーツコミッショ⁸nなどの活動を一層促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどの地域における多様なスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進する。

また、総合型地域スポーツクラブの自立支援やマネジメントの強化に関する人材確保などの取組を進める。

さらに、国、地方公共団体、スポーツ団体等が連携して、子供たちが夢や志を持ち、努力する姿勢を育むことを促進する観点から、部活動や地域の教育にアスリートやその経験者等が積極的に関わる仕組みを構築する。

- 国、地方公共団体は、地域の文化や歴史を地域活性化に活用する取組を推進する。具体的には、新たに「日本遺産」を認定する仕組みを創設するなど、観光・産業資源としての魅力の向上等の強化や、地域の多様な文化財を一体的に活用する取組を支援する。また、地域の特色ある文化芸術活動や地域の文化拠点である劇場、音楽堂などにおける文化芸術の創造や発信等の活動を活性化し、地域コミュニティの創造と再生を推進する。

さらに、こうした取組を、教育や人材育成に連動させ、地域への愛着心を高める

⁷ 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体が約2,000か所存在している。

⁸ 地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業等）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。

など、文化資源をいかした地方創生を進める。

- 国、地方公共団体は、地方における教育交流事業や地域のイベント、伝統芸能など教育、スポーツ、文化による地域協力活動への都市部からの人々の参画を支援、促進するとともに、その活動が参画した人々のその後のキャリア形成等で評価され、いかされるような工夫を行う。

(世界への発信)

- 我が国の教育システムやノウハウ、優れた教育プログラムは、我が国の文化又は産業の一つにもなり得るものであり、国は、これらを学校教育や人材育成に対するニーズがある海外の国や地域に向けて、戦略的に発信する取組を進める。

「子供の貧困対策に関する大綱」

(平成26年8月29日閣議決定)

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
など、10の基本的な方針

指標の改善に向けた当面の重点施策

- <教育の支援>
 - 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
・きめ細かな学習指導による学力保障
・スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
・高校生等奨学生事業における無利子奨学生金の充実、より柔軟な「所得運動返還型奨学生制度」の導入
 - ・児童扶養手当による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学生事業における無利子奨学生金の充実、より柔軟な「所得運動返還型奨学生制度」の導入
 - ・児童扶養手当による経済的負担の軽減
- <生活の支援>
 - 保護者の生活支援
・保護者の自立支援
・子供の生活支援
・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
 - 関係機関が連携した支援体制の整備
・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
・社会的基盤施設の体制整備、相談職員の資質向上等

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
○ スクールソーシャルワーカーの配置による支援等
・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
○ 保護者の学び直しの支援
○ 在宅就業に関する支援の推進
- 保護者に対する就労の支援
・ひとり親家庭の親の就業支援
・就業支援専門員の配置による支援等
- 実現
・社会の実現
・ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
○ 子供の貧困率: 16.3% (平成24年)
など、25の指標
- <施策の推進体制等>
 - 対策会議を中心とする政府一體となつた取組
○ 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
○ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢こどもを実現していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 教育の支援を設ける指標を設定し、その改善に向け取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて対策を推進する。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時刻を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置づけて推進する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民主導として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も長期にわたり取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90. 8% (平成25年) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等教育等進学率 32. 9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後の進路:就職率 2. 5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46. 1%) (平成25年)
- 少童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96. 6%、就職率 2. 1% / 高等学校等卒業後:進学率 22. 6%、就職率 69. 8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72. 3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93. 9%、就職率 0. 8% / 高等学校卒業後:進学率 41. 6%、就職率 33. 0%) (平成23年度)
- スクールカウンセラーの配置率 小学校 37. 6%、中学校 82. 4% ※その他教育委員会等に1. 534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)(平成25年度実績)
(無利子・予約採用段階 100. 0% / 在学採用段階 100. 0%、在学採用段階 100. 0%)
- ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
(母子家庭の就業率 80. 6% (正規 39. 4%、非常規 47. 4%) / 父子家庭の就業率 91. 3% (正規 67. 2%、非常規 8. 0%))
- 子供の負担率 16. 3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が二人の貧困率 54. 6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障／学校を窓口とした福祉関連機関等との連携／地域による学習支援／高等学校等における就学援助のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実／「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減
 - ・特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築／夜間中学校の設置促進／子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の健康確保／母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援／食育の推進に関する支援／ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／親の支援のない子供等への就労支援
 - ・定時制高校に通学する子供の就労支援／高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化／相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等／住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究／子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官民連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

